金融検査結果事例集

(平成24検査事務年度前期版)

平成25年3月金融庁検査局

<目次>

はじめに		•			•	•	•	•	•		•		•		•	•		•	•	•				•	•	•	1
本事例集	を利	用す	ナる	に	際	し	て	の	留	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
【経営	管理	()	げバ	ナ	ン	ス)]		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	4
Ι.	経営	管理	里(ガ	バ	ナ	ン	ス)	態	勢	_	基	本	的	要	素	_	•	•	•	•	•	•	•	•	5
【金融	円滑	化約	扁】		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
Ⅱ.	金融	円汐	骨化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
【リス	ク管	理等	手編			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
Ⅲ.	法令	等词	遵守	態	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
IV.	顧客	保記	蒦等	管	理	態	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	7
V .	統合	的!	ノス	ク	管	理	態	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
VI.	自己	資ス	卜管	理	態	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	2
VII.	信用	リフ	スク	管	理	態	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	5
VIII.	資産	査に	官管	理	態	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	5
	市場																								•	9	2
	*******																								•	_	7
XI.	オペ	レー	ーシ	∃	ナ	ル	•	IJ	ス	ク	管	理	態	勢	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1	0	0

はじめに

金融庁は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させる などの観点から、指摘の内容・頻度を勘案して、金融機関が適切な管理態勢を 構築する上で参考となる事例を取りまとめ、公表してきている。

また、情報発信の充実・強化を推進する観点から、タイムリーに金融検査結果事例集を公表することが重要と考えており、昨事務年度に引き続き、預金等受入金融機関に対する検査結果について 24 検査事務年度前期版として公表することとした¹。

なお、預金等受入金融機関以外の金融機関については、7月に公表を予定している後期版に掲載することとしている。

今回の事例集の主な特徴は、以下のとおりである。

1. 検査基本方針における「検査重点事項」に関連する事例を多く掲載 24事務年度の検査基本方針においては、金融仲介機能の発揮、法令等遵 守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、経営 陣が責任をもって、適切な経営管理態勢の構築に取り組むことが重要であ るとの認識を示している。

このため、金融検査の際には、23事務年度に引き続き、各金融機関の戦略目標の合理性や持続可能性をはじめ、「経営管理(ガバナンス)態勢」の整備について重点的に検証してきており、本事例集においては、これらに関する事例を多く掲載している。

また、同方針の「検査重点事項」において、新たな検証項目として追加された、反社会的勢力への対応等の法令等遵守態勢、システムリスク管理態勢や外部委託等に係る管理態勢の整備²等に係る事例も掲載している。

2. 金融円滑化に関連する評価事例を多く掲載

中小企業金融円滑化法³の期限が25年3月末に到来することを踏まえ、 金融機関は、中小企業に対して真の意味での経営改善につながる支援を行 うことが求められていることから、金融検査では、同法の期限到来に向け た金融機関の取組を重点的に検証しており、「金融円滑化編」において、 評価事例を多く掲載している。

² 24 検査事務年度検査基本方針Ⅲ. 3. (1)「反社会的勢力への対応、マネー・ローン ダリング及びテロ資金供与の防止」及びⅢ. 5. (5)「システムリスク管理」参照。

¹ 掲載事例については、預金等受入金融機関について、24年7月から25年1月までの間に通知された検査結果を中心に掲載している。

³ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(21年12月4日施行)。

本事例集を利用するに際しての留意事項

1. 本事例集の構成等

- (1) 本事例集は、リスクカテゴリー全体を評価した「評定事例」と金融検査 マニュアルの個別の検証項目に沿って検証した「個別事例」⁴とで構成し ている。
- (2) 「評定事例」については、金融機関のリスク特性に応じた管理態勢の整備状況を踏まえ、どのような評定を付されているかをわかり易く示すため、「リスク特性」及び「評定結果」を簡記している。

なお、各事例については、同じ事象が生じている場合であっても、金融 機関の規模・特性や経営に与える影響の違いなどから、指摘振りや評価が 異なることがあることに留意が必要である。

(3) 「金融円滑化編」における「取引先である中小零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等」については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に記載されている「顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション(例)」を参考に分類し、掲載している。

2. 金融機関の規模・特性

預金等受入金融機関の「業態等」については、規模・特性により金融検査 結果事例の傾向が異なることを踏まえ、「主要行等及び外国銀行支店」、「地 域銀行」、「信用金庫及び信用組合」の3つのカテゴリーに区分し、さらに、 「地域銀行」は、「大中規模」、「中小規模」に、「信用金庫及び信用組合」は、 「大規模」、「中規模」、「小規模」に細分している。

ただし、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結び付けるためには、これらのカテゴリーにとらわれずに参照することが有益である(金融機関の規模・特性によって指摘振りや評価が異なることはあっても、指摘されないというものではない)。

^{4 「}個別事例」の見出しの項目番号は、金融検査マニュアル上の項目番号と対応している。

経営管理(ガバナンス)

I. 経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-

◆ 評 定 事 例

➤ 取締役会等が、経営企画部門に、トップライン収益の増強が計画どおりに進展しない場合におけるリスクへの対応策を検討するよう明確に指示していない等の事例【評定:B(Cに近いB)】

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【リスク特性】

当行は、トップライン収益の減少傾向を踏まえ、中期経営計画(以下、「中計」という。)においてトップライン収益の増強を経営課題に掲げており、中計が計画どおり進展しない場合には、当行の経営に与える影響は大きい。

【検査結果】

取締役会は、常務会に、業務執行上の重要事項を協議・決定させている ほか、経営企画部門を経営戦略の立案等の所管部署、内部監査部門を本部 各部署や営業店に対する内部監査の所管部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 中計の進捗管理等

取締役会等は、中計を策定し、現在の最大の経営課題をトップライン収益の増強としている。

しかしながら、取締役会等は、トップライン収益の増強が計画どおり に進展しない場合には、当行の配当政策や資本政策にも大きな影響を与 えるにもかかわらず、経営企画部門に対して、こうしたリスクへの対応 策等を検討するよう明確に指示していない。

また、常務会は、営業力強化の実現を目指し、中計の初年度に3つの プロジェクトを併行して推進することを目的に、「営業力強化委員会」を 設置している。

しかしながら、<u>同委員会は、これらのプロジェクトに係る進捗管理の</u> 枠組みを整備していない。

2. 内部監査態勢

取締役会は、「内部監査規程」において、内部監査部門に「内部監査計画書」を作成させるとともに、内部監査の結果について報告させることとしている。

また、同部門は、前回の当局検査における指摘⁵を踏まえ、営業店に対する監査について、監査マニュアル等を改正し、優越的地位の濫用に係る検証項目を追加している。

^{5 「}実需を伴わない融資が認められ優越的地位の濫用防止態勢が不十分である」との指摘。

しかしながら、同部門は、営業店において優越的地位の濫用があったとする投書に係る調査において、当該営業店の当事者が自ら調査を行っているにもかかわらず、当該営業店に対する監査でこれを指摘していないほか、当該投書の内容に限定せず幅広く類似事例を検証するといった取組を行っていない。

【評定結果】

- ① 経営陣により当行の規模・特性や経営環境を踏まえた概ね十分な経営管理態勢が構築されているものの、中計の進捗管理等については、経営陣レベルの弱点が認められ、内部監査態勢については、管理者レベルの弱点が認められること。
- ② これまでのところ中計の進捗で著しい遅延等は生じていないことから、今回認められた弱点は、業務の適切性や健全性等に重大な影響を 及ぼすものとは認められないこと。
- ③ 内部監査態勢における前回検査指摘事項については、概ね改善が図られていることから、自主的な改善が期待できるものの、一部において改善の取組が十分ではないことから、注視する必要があること。
- 以上、総合的に勘案し、「B(Cに近いB)」評定が適当。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

Ⅰ. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況

- 1. 経営方針等の策定
- ②【経営方針・経営計画等の整備・周知】
- ➢ 経営会議が、中期経営計画の策定に当たって、経済情勢や競合金融機関の戦略といった外部要因や、事業別・商品別の採算性や経営資源の状況といった内部要因を踏まえた、「当行の強みや弱み」に係る分析を十分に行っていない等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

経営会議は、中期経営計画(以下、「中計」という。)を策定し、基本戦略を掲げるとともに、これらに対応した重点施策及び各重点施策に基づく具体的な個別施策を定めている。

また、経営会議は、前回検査の指摘⁶を踏まえ、本部各部署にそれぞれの 重点施策を半期ごとに定めさせ、その実績等⁷の報告を受けることとしてい る。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

- ・ 経営会議は、中計の策定に当たって、経済情勢や競合金融機関の戦略といった外部要因や、事業別・商品別の採算性や経営資源の状況といった内部要因を踏まえた、「当行の強みや弱み」に係る分析を十分に行っていない。
- ・ <u>経営会議は、中計の重点施策に基づく個別施策について、中計期間</u> 中のどの時期までに実施し、完了させるのかといった時間軸を設定し ていない。

また、経営会議は、当該個別施策を達成していくために、各部署の 施策をどのように積み上げていくのかを十分に検討していないことか ら、個別施策と各部署の施策との整合性がとれていない項目⁸が認めら れる。

.

⁶ 「貸出残高など計画計数と実績との乖離に係る原因分析や、本部各部署の重点施策の有効性の評価などについて、具体的な総括を行っていない」との指摘。

⁷前期の評価や今後の課題を含む。

⁸ 例えば、中計における個別施策の一つとして、「成長分野への取組強化」が掲げられているものの、所 管部署では、当該施策が策定されていない。

⑤【戦略目標の整備・周知】

▶ 取締役会が、経営計画における収益目標の策定に当たって、実態を踏ま えた議論を行っていない事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

取締役会は、最終損益の赤字を計上している中、年度ごとに策定する経営計画において、収益目標を掲げるとともに、信託業務の推進や内部管理態勢の整備等に取り組んでいくこととしている。

しかしながら、<u>取締役会は、経営計画における収益目標の策定に当たっ</u> て、営業推進部門から具体的な営業推進施策に係る報告を受けておらず、 当該目標の達成に向けて、実態を踏まえた議論を行っていない⁹。

▶ 取締役会及び常務会が、地域ごとに戦略を設定するに当たり、各地域の 預貸利鞘、経費率、信用コスト率や貸出残高の推移等の分析を踏まえた検 討を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会及び常務会は、中期経営計画を踏まえ、経営基盤の強化に向け、各地域における戦略の明確化¹⁰を行い、当該戦略に沿った目標設定などを行うこととしている。

しかしながら、<u>取締役会及び常務会は、各地域における戦略を設定する</u>に当たり、各地域の預貸利鞘、経費率、信用コスト率や貸出残高の推移等の分析を踏まえた検討を行っていない。

⁹ このほかに、取締役会は、当行のビジネスや収益・顧客基盤について、中長期的な目標値や工程を定めておらず、どのように成長させるかを議論していないという問題点も認められる。

¹⁰ 各地域について、それぞれ地域戦略を設定している。

→ 理事会が、営業推進部門に対して、貸出金に関する重点推進事項の達成 状況の評価等を行うよう指示しないまま、翌年度の事業計画を承認してい る事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

理事会は、事業計画について、経営企画部門に収益目標を策定させると ともに、営業推進部門に収益目標達成に向けた重点推進事項や具体的施策 を策定させることとしている。

しかしながら、<u>理事会は、営業推進部門に対して、貸出金に関する重点</u> <u>推進事項の達成状況の評価等を行うよう指示しないまま、翌年度の事業計</u> 画を承認している。

こうした中、貸出金平残が毎期計画未達となっている実態が認められる。

➤ 常勤理事会が、経営計画が長年未達の状態となっていることを認識しているにもかかわらず、前期経営計画に掲げた項目ごとの取組状況や未達の原因などについて、深度ある検証を行うことなく、次期経営計画を策定している等の事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

常勤理事会は、経営上の課題について議論や検討を行うとともに、四半期ごとに経営計画の進捗管理を行うこととしている。

しかしながら、<u>常勤理事会は、経営計画が長年未達の状態となっていることを認識しているにもかかわらず、前期経営計画に掲げた項目ごとの取組状況や未達の原因などについて、深度ある検証を行うことなく、次期経営計画を策定している</u>ほか、<u>進捗管理についても、具体的な管理方法を検討しておらず</u>、経営計画の達成に向けた取組は不十分なものとなっている。

- 2. 取締役・取締役会の役割・責任
- ①【取締役・代表取締役の役割・責任】
- ▶ 取締役会が、取締役・監査役の選任過程において、グループ親会社の事前審査の手続を経ていない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、取締役・監査役の選任に当たり、「グループ経営管理契約」 において、グループ親会社の指名委員会による事前審査を経ることとされ ている。

しかしながら、<u>取締役会は、取締役・監査役の選任過程において、グループ親会社の指名委員会の事前審査を経ないまま、選任を行っている</u>。こうした中、就任した社外監査役が、過去に当行の社外取締役であったことから、会社法上の社外監査役としての資格要件を充たしておらず、監査役会も構成要件を充たさないといった事態が生じている。

- 3. 組織体制の整備
- ⑤【子会社等に関する管理態勢】
- ➢ 経営企画部門が、グループ経営会議において、収益基盤の確立が課題と されている子会社について、同子会社の業務推進の実態や問題点の分析を 踏まえて、体制整備や人材強化等の対応策を策定していない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「グループ法人管理規程」を策定し、経営企画部門をグループ全体の横断的な管理及び総合調整を行う統括部署としている。

また、同部門は、「グループ法人管理要領」において、子会社等の経営全般に係る所管部署とされているほか、子会社等の経営状況や業務計画について、グループ経営会議に報告することとされている。

しかしながら、<u>同部門は、同会議において、収益基盤の確立が課題とされている子会社について、同子会社の業務推進の実態や問題点の分析を踏まえて、体制整備や人材強化等の対応策を策定していない</u>など、同子会社に対する管理を適切に行っていない。

⑦【危機管理態勢】

➢ 経営企画部門が、コンティンジェンシー・プランの策定に当たり、本部建物が耐震基準を満たしていないことを踏まえた検討を行っておらず、また、経営会議も同プランのリスクシナリオの妥当性を検証していない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

経営会議は、経営企画部門から、耐震診断の結果、本部建物が耐震基準を満たしていないとの報告を受けている。

しかしながら、同部門は、コンティンジェンシー・プランの策定に当たり、本部建物が耐震基準を満たしていないことを踏まえた検討を行っておらず、また、経営会議も同プランのリスクシナリオの妥当性を検証していない。

こうした中、同部門が策定した同プランのリスクシナリオは、震度5以上の地震が発生した場合でも重要拠点の建物に被害がないことを前提としたものとなっている。

➢ 経営企画部門が、本部建物が被災した場合に設置される緊急時対策本部に関して、同本部の運営上必要となる機材等の事前準備などについての検討を行っておらず、「危機管理マニュアル」にも反映していない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「危機管理マニュアル」において、緊急事態の定義、緊急事態発生時の組織体制や行動基準などを定めている。

こうした中、経営企画部門¹¹は、東日本大震災への対応において、同マニュアルに不備¹²があることを認識し、同マニュアルの見直しなどを検討することとしている。

しかしながら、同部門は、本部建物が被災した場合に設置される緊急時 対策本部に関して、設置場所については、検討した上で同マニュアルに明 記しているものの、同本部の運営上必要となる機材等の事前準備などにつ いては、検討を行っておらず、同マニュアルにも反映していない。

^{11 「}危機管理マニュアル」の見直し、緊急時対策本部機能の見直しや、通信機器の整備などを所管している。

¹² 現場の専決範囲(権限委譲)が明確化されていないなど。

- 4. 【モニタリング及び見直し】
- ≫ 常勤理事会が、貸出金の増強目標について、未達幅が年々拡大しているにもかかわらず、貸出金平残の増加率や新規開拓先の獲得数値などの定量的な目標数値を設定するにとどまっている事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

常勤理事会は、事業性融資や個人ローンなどの貸出金の増強目標を設定し、理事会の承認を得た上で、営業店に対して指示している。

しかしながら、常勤理事会は、当該目標数値に対する未達幅が年々拡大 していることを把握しているにもかかわらず、貸出金平残の増加率や新規 開拓先の獲得数値などの定量的な目標数値を設定するにとどまり、経営環 境を踏まえた分析・検討に基づく具体的な推進策を策定していない。

▶ 取締役会が、中期経営計画の計数目標の過半について、最終年度を迎えて未達となることが避けられない状況となっているにもかかわらず、経営戦略委員会に対して適切な指示を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、中期経営計画の計数目標の過半について、最終年度を迎えて未達となることが避けられない状況となっているにもかかわらず、その実現可能性に係る踏み込んだ検討を行っておらず、同計画の進捗に責任を有する経営戦略委員会に対して、以下のような問題点を踏まえた適切な指示を行っていない。

- ・ 経営戦略委員会は、当行が、トップラインの収益力が弱いことを踏まえ、無担保消費者ローンの取組の強化策を検討の上、実施している。 しかしながら、同委員会は、当該強化策について、収益力の向上に寄 与しているかどうかを分析し、必要に応じて見直すといった取組を行っていない。
- ・ 経営戦略委員会は、当行が、経営効率が低い水準にあることを踏ま え、経費削減目標額を設定の上、経営企画部門¹³に経費削減計画の立案 を指示しており、これを受けて、同部門は、店舗数の削減計画を検討の

¹³ 中期経営計画における施策の策定等を行い、経営戦略委員会に付議することとされている。

上、実施している。

こうした中、同委員会は、当行の収益が経費削減のペース以上に低下 している状況にあるにもかかわらず、更なる経費削減計画を同部門に立 案させる必要がないかどうかについて検討していない。

➤ 経営企画部門が、総合予算の年度ごとの見直しにおいて、スプレッド収益を意識した収益目標の設定や、地域別の採算分析を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、中期経営計画を策定し、収益の増強を最重要課題として掲げ、同課題を達成するための営業戦略として、県外支店においてシンジケート・ローン(以下、「シ・ローン」という。)を除く事業貸出の増強を行うこととしているほか、事業貸出の重点推進地域等を定めている。

また、経営企画部門¹⁴は、中期経営計画の課題達成に向けた計数目標としての総合予算¹⁵を、取締役会の承認を経て作成し、年度ごとに見直すとともに、営業店に対して周知することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、総合予算の年度ごとの見直しにおいて、スプレッド収益を意識した収益目標の設定や、地域別の採算分析を行っていない。</u>

こうした中、当行の県外支店における貸出金の増加は、スプレッドの小さいシ・ローンによるものとなっており、貸出金利回りの低下要因となっているほか、重点推進地域における経常利益は赤字となっている実態が認められる。

-

¹⁴ 経営計画の立案・推進等を所掌している。

¹⁵ 中期経営計画に基づく収益の戦略目標等を数値化した計画書。

Ⅱ. 内部監査態勢の整備・確立状況

- 1. 取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備・確立
- (2) 規程・組織体制の整備
- ④【内部監査部門の態勢整備】
- ▶ 内部監査部門が、不祥事件対応の一連の業務を行っている実態にあることから、内部牽制機能が有効に発揮されない態勢となっている事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、「法令等遵守規程」を策定し、コンプライアンス統括部門を 不祥事件対応の所管部署と定めている。

しかしながら、<u>不祥事件対応の一連の業務¹⁶については、内部監査部門が</u>行っている実態にあることから、不祥事件対応についての内部牽制機能が 有効に発揮されない態勢となっている。

⇒ 常務会が、内部監査部門に監査以外の業務に携わらせることについて、 牽制機能の有効性の観点から問題がないかどうかを検証していない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

内部監査部門は、「内部監査規程」において、被監査部門に対する牽制機能を維持する観点から、監査以外の業務には携わらないこととされている。

一方で、<u>常務会は</u>、「事務分掌規程」を策定し、同部門に、不祥事件等の報告や対応について所管させる中、当局への報告や不祥事件等に係る再発防止策の実施状況も確認させることとしているが、<u>同部門に監査以外の業務に携わらせることについて、</u>牽制機能の有効性の観点から問題がないかどうかを検証していない。

¹⁶ 不祥事件の特別監査以外に、不祥事件に係る当局への報告、警察への通報、弁護士意見の聴取や改善策の取りまとめ等といった業務執行部門が行うべき業務を含む。

▶ 取締役会が、内部監査部門担当役員に、業務執行部門の担当も兼務させており、内部監査の独立性が確保されない状況となっている事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、前回検査の指摘¹⁷を踏まえ、内部監査部門担当役員による業 務執行部門長の兼務を解除している。

しかしながら、<u>取締役会は</u>、組織再編の際に、内部監査部門の独立性確保に係る協議を行わないまま、<u>同部門担当役員に、業務執行部門¹⁸の担当も兼務させており、</u>再び内部監査の独立性が確保されない状況となっている。

- 2. 内部監査部門の役割・責任
- ①【内部監査実施要領の策定】
- ▶ 内部監査部門が、監査プログラムに具体的な監査手順を定めておらず、 本部監査において、内部管理態勢上の問題点に踏み込んだ深度ある検証を 行っていない等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

内部監査部門は、監査プログラム¹⁹に具体的な監査手順を定めておらず、 本部監査において、内部管理態勢上の問題点に踏み込んだ深度ある検証を 行っていない。

また、同部門は、営業店監査においても、事前に被監査営業店のモニタ リングを的確に行っておらず、内部管理態勢上の問題点に係る検証を行う に至っていない。

_

^{17 「}取締役会は、監査部門の担当取締役を業務執行部門長と兼務させ、内部監査計画の決裁権限者としており、内部監査の独立性を確保していない」との指摘。

¹⁸ 融資部門等。

¹⁹ 監査事項や監査手続について定めたもの。

②【内部監査計画の策定】

▶ 内部監査部門が、リスク所管部署が把握しているリスクの兆候やリスク 認識について、自らヒアリングを実施するなどにより確認した上で、監査 対象業務のリスクアセスメントに活用する態勢を十分に整備していない事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

内部監査部門は、監査計画の策定に当たり、各部署から収集した情報等に基づき、監査対象業務のリスクアセスメントを実施した上で、監査の優先度等を決定することとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、各部署から回付される資料等を基にリスクアセスメントを行うにとどまり、<u>リスク所管部署²⁰が把握しているリスクの兆</u>候やリスク認識について、自らヒアリングを実施するなどにより確認した上で、リスクアセスメントに活用する態勢を十分に整備していない。

③【内部監査の実施】

《評価事例》

▶ 内部監査部門が、重大な指摘事項については、営業店の役席者や担当者へのヒアリングを徹底し、役席者や担当者のそれぞれの立場における真の発生原因の把握に努めている事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

内部監査部門は、営業店監査における指摘事項に係る発生原因の分析が不十分であったとして、<u>重大な指摘事項については、営業店の役席者や担当者へのヒアリングを徹底し、役席者や担当者のそれぞれの立場における真の発生原因の把握に努め</u>、その結果に基づきデータの作成及び分析を行った上で、営業店に対して効果的な改善指導を行う取組を実施している。

²⁰ リスク統括部門やコンプライアンス統括部門等。

▶ 内部監査部門が、リスクアセスメントにおいて、重点検証事項を絞り込むための深度ある分析を行っていない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、中期経営計画において、「リスクベース監査の導入による監査機能の強化」を掲げており、内部監査部門に、本部各部署に対する内部監査において、リスクアセスメントを行わせることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、リスクアセスメントにおいて、金融検査マニュアルに掲げる検証カテゴリー及び検証項目全てを重点監査項目に選定しており、重点検証事項を絞り込むための深度ある分析を行っていない。</u>

▶ 内部監査部門が、自己評価の適切性の検証において、各リスク管理の所管部署が、施策等の実効性を自ら確認しているかどうかについて検証していない等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、前回検査の指摘²¹を踏まえ、「内部監査規程」や「内部監査 実施要領」を改正し、内部監査部門にリスクカテゴリー別監査²²を実施さ せることとしている。

また、同部門は、監査手順・手法を具体的に示した「リスクカテゴリー 別監査マニュアル」や「本部監査手順書」を策定し、各リスク管理の所管 部署が実施している自己評価の適切性について、監査を行うこととしてい る。

しかしながら、<u>同部門は、自己評価の適切性の検証において、各リスク</u>管理の所管部署が、施策等の実効性を自ら確認しているかどうかについて検証していない。

また、同部門は、営業店監査を通じて判明した不適切な事務取扱の発生 状況を多面的に分析し、リスクカテゴリー別監査へ活用することとしてい ない。

²¹ 「統合的リスク及び市場リスク管理態勢に関する内部監査について、取締役会は、要員の確保を含め、 監査態勢を十分に整備していないことから、報告体制の検証にとどまり、リスク管理態勢の有効性等に 係る監査は十分に行われていない」との指摘。

²² リスクカテゴリーごとに、被監査部門及び関係部門の管理態勢を横断的に検証する監査。

▶ 内部監査部門が、営業店に対して、再度指摘した事項について、改善策の策定やその実施に係る指導を適切に行っていない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

内部監査部門は、本部部室長が出席する監査報告会において、前月分の 内部監査指摘事項を報告し、必要に応じて本部各部署に対して提言を行う ほか、営業店から報告される改善策やその実施内容について検証や評価を 行うこととしている。

また、同部門は、不備項目の発生要因や指摘の多い項目の内容を分析し、営業店に対して指導・研修を行うこととしている。

しかしながら、<u>同部門は、内部監査において再度指摘した事項について、発生原因の分析等を行っておらず、営業店に対して、改善策の策定や</u>その実施に係る指導を適切に行っていない。

こうした中、全営業店ベースでの再指摘率は減少傾向にあるものの、再指摘率が継続的に高い営業店が認められる。

|Ⅲ. 監査役・監査役会による監査態勢の整備・確立状況|

- 2. 監査の実施
- ④【取締役会等への出席等】
- ▶ 取締役会が、社外監査役が付議事項について意見を述べるための準備期間に配慮した運営を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

監査役は、「取締役会規程」において、取締役会に出席し、必要に応じて、意見を述べなくてはならないとされている。

しかしながら、<u>取締役会は、社外監査役に対して、取締役会の付議事項</u>に係る資料等を、あらかじめ配布することとしておらず、社外監査役が付議事項について意見を述べるための準備期間に配慮した運営を行っていない。

→ 企画部門が、定例監査役会の資料を開催日当日に配布しており、監査役による十分な検証時間を確保していない等の事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

監査役は、定例監査役会に出席し、取締役の職務執行を監査すること等を目的とした「監査計画」を審議、決定することとされている。

▶ 常勤監査役が、常務会において、不祥事件等への対応を所管する経営企画部門の担当役員が、監査役意見への回答に沿った対応を行っていないにもかかわらず、意見を述べていない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

監査役は、主要会議への出席を通じて、取締役や執行役員の業務執行状況を監査することとしている。

こうした中、常勤監査役は、不祥事件対策委員会において、融資案件に係る不祥事件について、経営企画部門²³による調査の十分性等を問う意見を述べ、同部門の担当役員から、過去の融資案件についても検証を行う旨の回答を得ている。

しかしながら、<u>常勤監査役は、常務会において、同部門の担当役員が</u>、過去の融資案件についての検証に着手しないまま、不祥事件の処理方針を付議するなど、<u>監査役意見への回答に沿った対応を行っていないにもかかわらず、意見を述べていない</u>。

-

²³ 不祥事件等への対応を所管している。

Ⅳ.外部監査態勢の整備・確立

- ④【改善及びフォローアップ】
- ▶ 外部監査人への対応の統括部署である経営企画部門が、外部監査情報の 集約・共有化へ向けた対応を図ることとしていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、経営企画部門を外部監査人への対応の統括部署としている。同部門は、監査報告会において、会計処理等の適切性に係る外部監査人の見解を確認することとしているほか、営業店に対する外部監査の際に、外部監査人からの照会事項や講評概要等を把握することとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、本部各部署に対する外部監査については、所管部署任せにし、<u>外部監査情報の集約・共有化へ向けた対応を図ることとしておらず、外部監査情報の活用に向けた取組は不十分なものとなっている。</u>

このため、信用格付や自己査定に係る外部監査人の質問・助言について、融資審査業務の統括部署である融資部門限りで管理され、自己査定の統括部署であるリスク統括部門や、自己査定の監査部署である内部監査部門等の関連部署との連携が図られていない実態が認められる。

金融円滑化編

Ⅱ. 金融円滑化

◆ 評 定 事 例

➤ 審査部門が、非拘束預金の支払停止措置の設定及び解除に係る判断基準 や顧客説明等に係る具体的な手続を定めないまま、その対応を営業店任せ にしており、支払停止措置の実態を把握していない等の事例【評定: B (Aに近いB)】

【業態等】

地域銀行、大中規模

【リスク特性】

当行は、多数の取引先を有していることから、条件変更への対応やコンサルティング機能の発揮により、金融の円滑化が適切に図られなければ、顧客や地域経済へ与える影響は大きい。

【検査結果】

取締役会は、「金融円滑化基本方針」を策定し、審査部門を金融円滑化の 業務全般に係る所管部署、経営改善支援部門を取引先の経営改善支援に係る 所管部署としている。

こうした中、以下のような評価事例や問題点が認められる。

1. コンサルティング機能の発揮(評価事例)

経営改善支援部門は、経営改善支援先を選定の上、営業店と一体となって、経営改善計画の策定支援等に取り組むこととしている。

こうした中、資本性借入金の導入や、企業再生支援機構との連携などによって、当行が主体的に経営改善支援を行っている以下のような事例が多数認められる。

- ・ 販売先のシフトなど外部環境の変化に応じた営業体制の確立や適正な 在庫管理等についてアドバイスを行い、借入金の一部を資本性借入金に 切り替えるなど、経営改善計画策定を支援した事例。
- ・ 企業再生支援機構と連携し、債務者の強みである人工透析の強化といった増収案を提案するなど、経営改善計画策定を支援するとともに、リファイナンスに応需して資金繰りの安定に寄与した事例。

2. 非拘束預金の支払停止措置

審査部門は、貸出先の信用状況が悪化し事故発生の恐れがあるときは、 営業店に、直ちに貸出先等の預金の調査・確認を行わせるとともに、必要 に応じて当該預金の支払停止措置を設定させることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、こうした支払停止措置の設定及び解除に係る</u> 判断基準や顧客説明等に係る具体的な手続を定めないまま、その対応を営 業店任せにしており、支払停止措置の実態を把握していない。

このため、今回検査で検証したところ、営業店において、支払停止事由 が解消しているにもかかわらず、支払停止措置を解除していない事例や、 顧客への説明等を行わないまま支払停止措置を設定している事例が認めら れる。

【評定結果】

- ① 適切なリスク管理態勢の下、資本性借入金の活用や外部機関との連携 などに積極的に取り組んでいるなど、適切かつ積極的にリスクテイクを 行い、金融仲介機能を積極的に発揮するための態勢が、当行の規模・特 性に応じ、経営陣により十分に構築されていること。
- ② 非拘束預金の支払停止措置について、管理者レベルの弱点が認められ るものの、業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものとは認められない こと。
- ③ 前回検査指摘事項24については、適切に改善が図られており、今回検 査指摘事項についても、自主的な改善が期待できること。
- 以上、総合的に勘案し、「B(Aに近いB)」評定が適当。

^{24 「}審査部門が、営業店の条件変更等への対応について、当該対応に係る稟議が遅延した場合に、経緯 等の確認を十分に行っていない」との指摘等。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

Ⅰ. 経営陣による態勢の整備・確立状況

- 1. 方針の策定
- ①【取締役の役割・責任】

《評価事例》

▶ 取締役会が、審査部門に経営改善支援先を選定させた上で、その実態把握に努めさせるとともに、外部専門家や中小企業再生支援協議会との連携を図らせている事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、中期経営計画の施策として「地域密着型金融の深化」を掲げており、審査部門を中小企業金融円滑化法に係る経営改善支援の専担部署とし、同部門に経営改善支援先を選定させた上で、その実態把握に努めさせるとともに、外部専門家や中小企業再生支援協議会との連携を図らせている。

こうした中、経営改善支援先について、外部専門家の関与する先が3分の1を占めるほか、中小企業再生支援協議会との経営相談を経ている先も認められるなど、貸付条件の変更を主体とした経営改善支援の取組のみならず、抜本的な事業再生支援が推進されている実態が認められる。

Ⅱ. 管理責任者による態勢の整備・確立状況

- 1. 管理責任者の役割・責任
- (1) 内部規程等の策定
- ③【金融円滑化マニュアルの内容】

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、営業店に、「融資謝絶記録簿」の「謝絶・取下げ理由」欄に「保証会社名・保証会社の否決理由及びプロパーで対応できない理由等」を詳細に記載させることとしている事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

経営改善支援部門は、営業店に対して、取引先から新規融資や条件変更の申込みを受けた際に、リスクや対応ぶりについて多面的に検討するよう

指示している。

また、同部門は、「融資謝絶記録簿」について、「謝絶・取下げ理由」欄に「保証会社名・保証会社の否決理由及びプロパーで対応できない理由等」を詳細に記載させることとしている。

こうした取組の結果、営業店において、新規融資申込時に保証会社等から保証拒絶・減額された事案について、プロパーによる融資対応が可能かどうかを検討し、同部門の指導・指示を踏まえて融資を実行している事例が認められる。

- (2) 金融円滑化に係る管理の実施
- ①【金融円滑化に係る管理態勢の整備】

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、「中小企業支援ネットワーク」における「中小企業 支援機関」に登録し、営業店に対して、同ネットワークを利用した外部アド バイザー等の派遣による経営相談・経営支援活動を積極的に行うよう呼びか けている事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

経営改善支援部門は、外部機関・外部専門家等と連携した経営改善支援を行うため、中小企業庁・経済産業局主催の「中小企業支援ネットワーク」における「中小企業支援機関」に登録し、営業店に対して、同ネットワークを利用した外部アドバイザー等の派遣による経営相談・経営支援活動を積極的に行うよう呼びかけている。

こうした取組の結果、外部アドバイザー等の派遣先が増加し、販路拡大や財務内容の改善に寄与しているほか、外部アドバイザー等に同行した営業店職員によるコンサルティング手法の習得といったスキルアップについても効果が上がっている実態が認められる。

▶ 営業推進部門が、営業店に対して、要項に定めのない事項についても、同部門と協議した上で、金融円滑化の趣旨を踏まえてできる限り顧客の実情に応じた条件変更を行うことなど、適切な指示を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

営業推進部門は、「住宅ローン制度取扱要項」を策定し、営業店に、債務者の実情に応じた条件変更を行わせることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、営業店に対して、同取扱要項に定めのない事項</u>²⁵についても、同部門と協議した上で、金融円滑化の趣旨を踏まえてできる限り顧客の実情に応じた条件変更を行うことなど、適切な指示を行っていない。

こうした中、営業店において、住宅ローンの返済を延滞している債務者から、金利負担軽減の相談を受けているにもかかわらず、同部門に協議することなく、謝絶している事例が認められる。

③【モニタリング態勢】

➢ 営業推進部門が、住宅ローン債務者からの金利引下げ要請について、営業店が適切に対応しているかどうかを確認しておらず、十分な指導を実施していない等の事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

営業推進部門は、住宅ローン債務者からの金利引下げ要請について、顧客対応に係るQ&A²⁶を作成し、営業店に周知している。

しかしながら、<u>同部門は、営業店が</u>同Q&Aに基づき<u>適切に対応してい</u>るかどうかについて確認しておらず、十分な指導を実施していない。

このため、営業店において、同債務者からの金利引下げ要請に対して、同債務者の事情を確認することなく「金融円滑化対応では金利引下げは行っていない」旨の説明により謝絶し、苦情が発生している事例が認められる。

また、<u>同部門は、こうした苦情について、営業店の説明内容に係る検証</u>や、検証結果を踏まえた対応を十分に行っていない。

²⁵ 当行においては、返済期限の延長や元金据置対応だけでなく、キャンペーンの対象となっている住宅 ローン固定金利への変更によっても、金利負担の軽減が図られる可能性がある。

²⁶ 顧客対応に係るQ&Aにおいては、「金利引下げなど、一般的に対応が難しいと思われる申出を受けても、決して、その場で謝絶することなく、…家計の収支の状況をお客様とともに確認・見直しを行い、基本的には、元本返済負担の軽減等、一般的な方法による対応可否等について、十分に検討してください。」とされている。

(3) 評価・改善活動

➤ 審査部門が、経営改善計画の策定によりその他要注意先としている債務 者がランクダウンした際に、コンサルティング機能の発揮が適切であった かどうかという観点からの分析を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

審査部門は、前回検査の指摘²⁷を踏まえ、「経営改善支援取組の手引」を 改訂し、営業店に、経営改善支援先²⁸における経営改善計画の策定状況や進 捗状況のモニタリングを実施させ、定期的に報告を受けることとしてい る。

また、同部門は、経営改善計画の策定、あるいは1年以内の策定予定をもって、その他要注意先としている債務者の現状等について、営業店のモニタリング結果を踏まえ、金融円滑化推進委員会に対して定期的に報告することとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、同委員会に対する報告において、<u>計画の策定</u> によりその他要注意先としている債務者がランクダウンした際に、売上高及び利益計画の未達状況に関する分析を行っているものの、<u>コンサルティング機能の発揮が適切であったかどうかという観点からの分析は行ってい</u>ない。

皿. 個別の問題点

- 1. 共通
- ①【与信審査・与信管理】
- ➤ 審査部門が、受付から3か月を経過した案件(みなし謝絶案件)について、 その経緯などを確認した上で、対応に問題のある営業店に対して指導を行う こととしているものの、その後の営業店の対応状況に係るフォローアップを 行っていない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

審査部門は、営業店に債務者から条件変更の申込みを受け付けた後の進

²⁷ 「審査部門は、債務者の改善すべき問題点や取組方針等について、営業店との共有化を行っておらず、 営業店に対する経営改善支援に係る指導が不十分である」との指摘。

²⁸ 「原則、要注意先及びランクアップの可能性がある破綻懸念先のうち、経営上の課題の解決に向け当行が主導的な立場で指導を行える、あるいは指導を行うべき取引先の中で、一定以上の与信がある先」と定義。

捗管理の適切性を検証させることとしており、受付後2か月を経過した案件を有する営業店に対しては、早期完結に向けて適切に対応するよう指導することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、営業店における対応状況等について十分な検証を行うことなく、営業店に早期完結を促すにとどまっている</u>。

また、同部門は、受付から3か月を経過した案件(みなし謝絶案件)については、その経緯などを確認した上で、対応に問題のある営業店に対して指導を行うこととしているものの、その後の営業店の対応状況に係るフォローアップを行っていない。

こうした中、営業店において、受付から7か月以上経過してようやく条件変更への対応が完結している事例が認められる。

→ 与信管理部門が、「策定必須先以外」の経営改善計画の策定支援要請があった債務者等について、営業店に対して十分な指導を行っていない事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

金融円滑化管理部門は、営業店に、与信管理部門の指導の下、一定の債務者²⁹について、その実態に即して、「アクションプラン」として「基本方針」や「行動計画」を立案させ、経営改善計画の「策定必須先」又は「策定必須先以外」に区分して管理させることとしている。

また、金融円滑化管理部門は、「策定必須先以外」の債務者のうち、経営改善計画の策定支援要請があった債務者や、一定の条件緩和³⁰を実施した要注意先であって保全フルカバー先のうち取引地位が主力に該当する債務者については、営業店に必要に応じて経営改善計画の策定・進捗管理を実施させることとしている。

しかしながら、<u>与信管理部門は、こうした債務者における経営改善計画の重要性についての認識が不足していることから、営業店に対して十分な</u>指導を行っていない。

このため、営業店においては、こうした債務者について、経営改善計画 の策定に係る検討が十分に行われておらず、また、金融円滑化管理部門 も、これを看過している実態が認められる。

_

²⁹ 要注意先以下の先、及び正常先のうち、今後信用状況が劣化する懸念のある先。

³⁰ 金利減免先、金利支払猶予先、元本返済猶予先、担保条件を緩和した先のいずれかに該当。

➤ 審査部門が、事業の改善見込みを自ら判定する先について、債務者のグループ企業の事業実態を把握しないまま、債務者単体の財務内容のみに着目して判定を行っている事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

審査部門は、業務連絡を発出し、実抜計画³¹策定先³²、要管理先及び破綻 懸念先の全先について、事業改善の見込みに係る営業店及び同部門による 判定を実施することとしている³³。

しかしながら、同部門は、事業の改善見込みを自ら判定する先について、債務者の実態把握を十分に行っておらず、例えば、債務者のグループ企業の事業実態を把握しないまま、債務者単体の財務内容のみに着目して判定を行っている事例が認められる。

- 2. 中小・零細企業等向け融資
- ①【金融円滑化への対応】
- ➢ 営業推進部門が、クーポンスワップ取引解約金の支払が困難なため解約金融資を希望している経営改善支援先に対して、金融円滑化の観点からどのような融資支援が可能なのかについて検討を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

営業推進部門は、内部規程において、クーポンスワップ取引を解約する 意向がある取引先について、個別の対応が必要と判断される場合には、営 業店に個別に指示することとされている。

しかしながら、同部門は、同取引の解約意向があるものの、解約金の支 払が困難なため解約金融資を希望している経営改善支援先に対して、金融 円滑化の観点からどのような融資支援が可能なのかについて検討を行って おらず、営業店への指示も行っていない。

こうした中、営業店において、このような先に対して、融資の可否に係る十分な検討を行わないまま、謝絶している事例が認められる。

^{31 「}実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」。

³² 実抜計画策定見込み先を含む。

⁻

³³ 事業改善の見込みを基に「事業・財務改善により債務者区分のランクアップを目指す先」、「事業の改善見込みについて今後モニタリング等を通じて改善可否を見極めていく先」、「事業の改善が見込めない先」のいずれかに判定することとしている。

【取引先である中小零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等】

<創業・新事業開拓>

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、地域経済の中核企業である機械製造メーカーへの 依存度の高い下請企業について、地方公共団体や地元商工会などの関係団 体とのミーティングを開催することなどにより、当該下請企業の再生に主 導的に取り組んでいる事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

地域経済の中核企業である機械製造メーカーは、大幅な減収・減益となり、海外調達比率の向上や受注単価の切下げといった地域の下請企業に影響のある再建計画を実施している。

こうした中、経営改善支援部門において、当該メーカーへの依存度の高い下請企業について、地方公共団体や地元商工会などの関係団体とのミーティングを開催した上で、中小企業再生支援協議会と連携し、経営改善計画の策定を支援するとともに、新規受注先の紹介などの販路開拓支援を行うことにより、当該下請企業の再生に主導的に取り組んでいる事例が認められる。

《評価事例》

▶ 経営改善支援部門が、当金融機関のネットワークを活用した農業関連分野のビジネス・マッチング事業等を実施している事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

経営改善支援部門は、農業後継者の育成等を目的としたセミナーや、当金融機関のネットワークを活用した農業関連分野のビジネス・マッチング事業を実施している。

こうした中、食品加工業を経営する債務者について、当金融機関が他の機関と共催している商談会に参加した結果、食鶏生産組合との商談が成立し、新商品の商品化につながっている事例が認められる。

《評価事例》

➤ 経営改善支援部門が、当行の広範な店舗ネットワークと豊富な情報量を活用し、取引先間のニーズを結びつけ、ビジネス拡大を図るため、専任の担当者を配置している事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

経営改善支援部門は、当行の広範な店舗ネットワークと豊富な情報量を 活用し、取引先間のニーズを結びつけ、ビジネス拡大を図るため、専任の 担当者を配置している。

こうした中、同部門において、老舗の酒造業者に対して女性向けの新商品の開発を提案し、地元のコンサルタント会社、デザイン会社、瓶製造業者を紹介するなど、新商品の開発に協力するとともに、地元の土産物店などの販路も紹介することにより、新商品の売上に貢献している事例が認められる。

《評価事例》

➢ 営業推進部門が、海外に進出した融資先の子会社に対して、各国の規制 情報等を提供し、必要に応じて現地銀行からの資金調達や現地調査等に係 る支援を行っている事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

当金融機関は、融資先に対する海外進出支援の取組について、海外勤務の経験があり海外進出支援に関する金融実務経験を有する人材を営業推進部門の部門長として採用し、融資先から海外進出や海外事業の拡大に関する相談を受けた場合には、同部門長の海外勤務の経験や人脈を生かし、日本国内の団体、海外銀行、海外工業団地、海外人材会社等と連携し、各国の規制情報、工業団地等の不動産情報、生活情報、現地商工会議所の情報等を提供し、必要に応じて現地銀行からの資金調達や現地調査等に係る支援を行っている。

こうした中、同部門において、海外に進出した融資先の子会社に対して、現地銀行との協議により、当金融機関が債務保証の信用状を発行して信用力を補完し、現地銀行から現地通貨建の融資を受けられるよう支援している事例が認められる。

<経営改善>

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、外部評価機関による動産担保の評価を時価として用いることにより、当座貸越極度額を動産担保の時価の範囲内まで引き上げることが可能になった事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

経営改善支援部門は、県信用保証協会との協働により、新たなABLスキームとして、流動資産担保融資保証制度を構築し、外部評価機関による動産担保の評価を時価として用いることにより、当座貸越極度額を動産担保の時価の範囲内まで引き上げることが可能になったとしている。

こうした中、新スキームを活用した当座貸越極度額の設定が行われ、債務者の資金繰りが改善された事例が認められる。

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、債務者の資金ニーズに対応するため、リース債権を 担保とするABLスキームを活用し、証書貸付極度額の設定を行っている事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

車両リース会社を経営する債務者は、東日本大震災により、本社家屋が全壊し車両も一部損傷したが、仮事務所を設置し、営業を再開しており、新たな車両を購入するための資金を調達する必要があった。

こうした中、経営改善支援部門において、債務者の資金ニーズに対応するため、リース債権を担保とするABLスキームを活用し、証書貸付極度額の設定を行った結果、債務者の車両購入が可能となり、業績も順調に推移している事例が認められる。

▶ 融資部門が、バンクミーティングを通じてメイン行と緊密な連携を図り、 協調融資を実施するとともに、約定弁済の停止及び貿易手形の固定化につい て、メイン行とともに他行の協力を要請している事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

建築資材の輸出入業を経営する債務者は、リーマンショックによる売上減少及び為替デリバティブの損失により資金繰りが不安定な状況にある中、東日本大震災の影響で仕入業者が被災したことから、仕入停止による売上減少が生じ、大幅な資金不足に陥っている。

こうした中、<u>融資部門は、バンクミーティングを通じてメイン行と緊密な連携を図り、当該債務者に対して協調融資を実施するとともに、約定弁済の停止及び貿易手形の固定化について、メイン行とともに他行の協力を</u>要請している。

こうした取組の結果、当該債務者について、他行の協力が得られ、輸入 を継続することが可能となり、中小企業再生支援協議会の主導による経営 改善計画が承認されるに至っている事例が認められる。

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、債務者の店舗別の収益状況、顧客層、顧客単価等の 分析を行い、改善策を盛り込んだ経営改善計画の策定支援等に取り組んでいる事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

飲食業を経営する債務者は、売上が減少し、資金繰りが悪化している。 こうした中、経営改善支援部門が、当該債務者の店舗別の収益状況、顧 客層、顧客単価等の分析を行い、赤字店舗の閉鎖により経営資源を1店舗 に集中させるなどの改善策を盛り込んだ経営改善計画の策定支援等に取り 組んだ結果、当該債務者の業況が改善し、債務者区分が上方遷移している 事例が認められる。

➤ 審査部門が、債務者の店舗ごとの採算状況を分析した上で、不採算店舗の 閉店や卸売部門の販売強化等の提案を行っている等の事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

食品製造業を経営する債務者は、業況好調期の過大な設備投資と近年の 売上減少の影響から、当金融機関に条件変更の相談を行う状況となってい る。

こうした中、<u>審査部門は、当該債務者の店舗ごとの採算状況を分析した上で、不採算店舗の閉店や卸売部門の販売強化等の提案を行った</u>ほか、<u>それを盛り込んだ経営改善計画の策定支援や貸付条件の変更を実施した</u>結果、当該債務者について、営業の効率化及び卸売部門の新規取引先の拡大が図られ、営業利益等が増加している事例が認められる。

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、債務者の製造原価の改善や製品ロスの解消を図るため、機械設備の更新を助言し、融資に応じている等の事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

塗装業を経営する債務者は、生産設備の老朽化による製品ロスの発生や 売上の減少により、4期連続で赤字決算となっている。

こうした中、経営改善支援部門は、当該債務者の製造原価の改善や製品 ロスの解消を図るため、機械設備の更新を助言した上で、機械設備資金の 融資に応じるとともに、月次訪問による経営指導を継続している。

こうした取組の結果、当該債務者について、製品ロスが激減し、当期利益が黒字転換するなど、業況が回復している事例が認められる。

➢ 経営改善支援部門が、復旧資金を融資するとともに、復旧プロジェクトを 立ち上げ、短期間で経営改善計画の策定に至っている事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

ショッピングセンターを経営する債務者は、東日本大震災の影響により 施設が被害を被り、一部営業を休止していた。

こうした中、<u>経営改善支援部門は、当該債務者に対して、復旧資金を融資するとともに、復旧プロジェクトを立ち上げ、債務者と週1回のミーティングを行い、短期間で経営改善計画の</u>策定に至っている。

こうした取組の結果、当該債務者が、新規入居者の募集に成功し、震災 前とほぼ同様の状態で営業を再開したことから、入居テナントや地域への 影響も最小限に抑えられた事例が認められる。

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、国土交通省の「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」の利用を債務者に提案している等の事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

建設業を経営する債務者は、公共工事の受注の減少により慢性的な赤字経営となっていた上、東日本大震災の影響などから、受注額がさらに減少する状況となっていた。

こうした中、経営改善支援部門は、国土交通省の「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」の利用を当該債務者に提案し、抜本的な経営改善計画を策定する必要性について理解を促すとともに、当該債務者のモニタリングに当該事業の専門家である国土交通省のアドバイザー(公認会計士)を加え、月次での業況把握や資金繰り管理を行っている。

こうした取組の結果、当該債務者について、人件費を中心とした固定費 削減にまで踏み込んだ経営改善計画の骨子が策定された事例が認められ る。

➢ 経営改善支援部門が、中小企業診断士と連携し、原価管理システムの導入 指導や事業デュー・デリジェンス分析を行うなどの経営改善支援を行っている事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

家具の製造・販売業を経営する債務者は、廉価な輸入家具にシェアを奪われ、売上が減少し財務状況が悪化している。

こうした中、<u>経営改善支援部門は</u>、当該債務者を経営改善支援先として、<u>中小企業診断士と連携し、原価管理システムの導入指導や事業デュー・デリジェンス分析を行うなどの経営改善支援を行っている。</u>

こうした取組の結果、当該債務者について、総資本営業利益率や売上高 総利益率が上昇したほか、売上高が経営改善計画を達成したことから、債 務者区分のランクアップにつながっている事例が認められる。

<事業再生・業種転換>

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、デュー・デリジェンスを再度行うためのコストを含む運転資金に応需するなど、積極的に支援する姿勢を示している事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

放送機器・無線機器等の開発・製造業を経営する債務者は、不良資産の一括処理により大幅債務超過に陥り、中小企業再生支援協議会を活用して経営改善計画を策定したものの、計画が頓挫し、経営破綻が危ぶまれる状況にあった。

こうした中、<u>経営改善支援部門において、デュー・デリジェンスを再度</u> 行うためのコストを含む運転資金に応需するなど、積極的に支援する姿勢 を示した結果、経営改善計画の再策定に至っている事例が認められる。

➢ 経営改善支援部門が、当行プロパー貸出の資本性借入金への切替えによる 支援を行うことを内容とする経営改善計画を、中小企業再生支援協議会や外 部コンサルタントと連携して策定している等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

菓子製造業を経営する債務者は、ヒット商品の伸張で順調に売上高を伸ばしてきた一方で、採算管理やマネジメント体制の甘さから出店政策の失敗や過大な役員報酬支払を続けたことにより、慢性的な赤字体質に陥り財務内容が悪化していた。

こうした中、<u>経営改善支援部門において</u>、売上回復が見込めない<u>赤字店舗の閉鎖による店舗販売の収益性強化や</u>、経営陣のコスト意識向上のための役員報酬の引下げを提案するとともに、当行プロパー貸出の資本性借入金への切替えによる支援を行うことを内容とする経営改善計画を、中小企業再生支援協議会や外部コンサルタントと連携して策定した結果、債務者の財務内容の改善につながっている事例が認められる。

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、地元自治体や企業再生支援機構、事業再生ファンドと連携し、地元の基幹産業である漁業の再生に主導的に取り組んでいる事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

経営改善支援部門は、「経営改善支援マニュアル」を策定し、債務者区分が要注意先、要管理先又は破綻懸念先で、経営改善支援の取組が必要な先などの基準を満たす先を、経営改善支援先として選定し、営業店と連携して、重点的に経営改善支援を行うこととしている。

こうした中、同部門において、業況不芳な大口与信先である漁業会社について、地元自治体や企業再生支援機構、事業再生ファンド³⁴と連携し、当行を含む金融機関による債権放棄、保有漁船の大規模修繕に係る補助金の導入及び不採算事業を切り離した新会社への事業再生ファンドを通じた出資を行うことにより、地元の基幹産業である漁業の再生に主導的に取り組んでいる事例が認められる。

³⁴ 当行及び当行子会社の出資により組成。

➢ 経営改善支援部門が、当行が組成した復興ファンドから長期一括返済の資金と、信用保証協会保証付き復興資金を導入し、リース債務を全額返済させて資金繰りの安定化を図っている等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

プレス加工業を経営する債務者は、東日本大震災により主力工場が全壊 し、生産設備等に被害が発生している状況にある。

こうした中、<u>経営改善支援部門は</u>、借入金返済を心配する債務者の相談に乗り、<u>当行主導で他行との調整を行い、工場復旧資金を確保している</u>ほか、事業再建に当たって損壊したリース設備の債務返済も負担となっていたことから、<u>当行が組成した復興ファンドから長期一括返済の資金と、信用保証協会保証付き復興資金を導入し、リース債務を全額返済させて資金繰りの安定化を図り、工場の復旧を踏まえた再建計画の策定を支援している。</u>

こうした取組の結果、当該債務者について、震災後1年で事業再開が実現し、年間売上高が回復したほか、解雇した従業員の再雇用にもつながっている事例が認められる。

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、多数の取引銀行間の調整を行い、事業再生ADRを 活用して、DES等を骨子とする再建計画の実施などに取り組んでいる事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

スーパーマーケットを経営する債務者は、業績が低迷し資金繰りが悪化 している状況にある。

こうした中、経営改善支援部門において、広域かつ多数の取引銀行間の 調整を行い、事業再生ADRを活用して、DES等を骨子とする再建計画 の実施などの事業再生支援に取り組んだ結果、多数の従業員の雇用維持に もつながっている事例が認められる。

➢ 経営改善支援部門が、当行主導でデュー・デリジェンスを行い、その結果 を踏まえ、関連会社売却の提案を行っている等の事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

病院を経営する債務者は、社会保険料を滞納するまで経営が悪化していた。

こうした中、<u>経営改善支援部門が、当行主導でデュー・デリジェンスを</u>行い、その結果を踏まえ、関連会社売却の提案や当行からの人材派遣を実施し、さらに、コンサルタントを導入して、徹底した経費削減を図った結果、当該債務者の業績が回復し、債務者区分が正常先に遷移している事例が認められる。

《評価事例》

► 経営改善支援部門が、外部環境、財務内容の実態を債務者に認識させ、業態転換の計画を進めている事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

地元スーパーマーケットを経営する債務者は、地域の人口減少及び大手スーパーマーケットの台頭により顧客が流出し、財務内容が悪化していた。

こうした中、<u>経営改善支援部門は、当該債務者に、外部環境、財務内容</u>の実態を認識させて、業態転換の計画を進め、業態転換後の店舗の活用先として、<u>当行の情報網を活用し、自ら交渉したスーパーマーケットを誘致する</u>とともに、当該債務者が、不動産賃貸業として事業継続ができるよう、外部コンサルタントと連携して経営改善計画の策定を支援している。

こうした取組の結果、業態転換後の当該債務者の資金繰りが安定して推移している事例が認められる。

<事業承継>

《評価事例》

➢ 経営改善支援部門が、赤字事業の引受企業に対して、新会社設立の諸手続のアドバイスや、税理士等の紹介を行うとともに、同事業に係る情報を提供するなどのサポートを行っている事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

経営改善支援部門は、債務者から赤字事業(ミネラルウォーター関連事業)を譲渡したいとの相談を受け、赤字であるものの重要な地場産業であることから、当該債務者の支援に取り組むこととし、当行の取引先を含めて事業譲渡の提案を行ったところ、譲渡先候補(引受企業)が現れている。

こうした中、同部門は、引受企業に対して、新会社設立の諸手続のアドバイスや、税理士等の紹介を行うとともに、地方公共団体との連携協定を活用し、ミネラルウォーターの取得権等に係る情報を提供するなどのサポートを行った結果、同事業は、新会社により事業継続されるに至っている。

- 3. 住宅ローン
- ②【与信管理】
- ▶ 融資部門が、営業店に対して、カウンセリングに当たって債務者の家計状 況等を踏まえるよう指導を徹底していない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

融資部門は、「金融円滑化マニュアル」を策定し、営業店に、住宅ローンの債務者から条件変更の相談・申込みがあった場合には、カウンセリングを行わせることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、営業店に対して、カウンセリングに当たって</u> 債務者の家計状況等を踏まえるよう指導を徹底していない。

このため、<u>営業店において</u>、条件変更が累次に及ぶにもかかわらず、<u>家計のシミュレーションが行われていない</u>、あるいは、<u>生活支出項目が大幅に変化している原因がヒアリングされていない</u>など、カウンセリングが的確に行われていない事例が認められる。

リスク管理等編

Ⅲ. 法令等遵守態勢

◆ 評 定 事 例

▶ 取締役会が、普通預金等の口座開設に当たり、営業店に反社会的勢力等との取引を防止するための事前審査を行わせていない等の事例【評定: C】

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【リスク特性】

反社会的勢力等との関係を遮断し排除することは、暴力団排除条例の広がりなど社会的な取組が強化されている状況に鑑みれば、地域銀行にとって重要な課題となっている。

また、営業店において、顧客預金の着服等の不祥事件が発生しており、 再発防止策の厳正な実施や管理態勢の強化が行われなければ、再発の可能 性は高い。

【検査結果】

取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、総務部門を反 社会的勢力等への対応の所管部署、事務管理部門を口座不正利用防止への 対応の所管部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

- 1. 反社会的勢力等への対応
 - (1) 反社会的勢力等による普通預金等の口座開設への対応

取締役会は、「普通預金規程」等に暴力団排除条項を導入し、普通預金等の口座開設に当たり、顧客から暴力団員等に該当しないことを表明・確約する同意書の提出を受けることとしている。

しかしながら、<u>取締役会は、普通預金等の口座開設に当たり、暴力</u> 団員等との取引を防止するための事前審査を営業店に行わせていな <u>い</u>。

このため、普通預金等の口座開設時には、口座開設者が暴力団員等であるかどうかを把握することができず、口座凍結等に向けた迅速な対応を行う態勢は整備されていない。

(2) 反社会的勢力等との取引解消に向けた対応

取締役会は、「普通預金規程」等の暴力団排除条項の適用により、暴力団員等との取引解消に向けた対応を行うこととしている。

しかしながら、<u>取締役会は、総務部門に対して、取引解消に向けた</u> 個別具体的な対応方針を策定するよう指示していない。

このため、<u>営業店において、口座の開設後に暴力団員と判明してい</u>るにもかかわらず、取引解消に向けた対応を行わないまま、新たな口

座開設に応じている事例が認められる。

2. 不祥事件の再発防止に向けた対応

事務管理部門は、顧客預金の着服に係る不祥事件の再発防止に向けた 対応として、営業店の店長又は役席者に、預金等の残高を年2回集金先 に提示の上、面談させることにより、残高相違の有無を確認させ、その 結果を同部門に報告させることとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、営業店から実施件数の報告を受けるにとどまり、<u>実施状況の確認を十分に行っておらず、実施状況を踏まえた指導</u>も行っていない。

また、同部門は、顧客への残高確認を行うことができない場合には、 面談者に不祥事件の懸念がない理由を「残高照会不能先記録票」に記載 させ、営業店長に承認させることとしている。

しかしながら、<u>営業店において、不祥事件の懸念がない理由について</u> の記載がない同記録票を営業店長が承認し、同部門に報告している事例 が認められる。

【評定結果】

- ① 反社会的勢力等に対する預金口座開設における審査態勢が不十分であるほか、反社会的勢力等との取引解消に向けた指示も行われていないなど、軽微ではない態勢の不備が認められ、当行の規模・特性を踏まえた法令等遵守態勢の構築は不十分であること。
- ② 反社会的勢力等への対応については、経営陣レベルの弱点が認められ、不祥事件の再発防止に向けた対応については、管理者レベルの弱点が認められること。
- ③ 既存の反社会的勢力等の取引先に対して新たな口座開設に応じているなど、業務の適切性等に対する影響が認められること。
- 以上、総合的に勘案し、「C」評定が適当。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

Ⅱ. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況

- 2. コンプライアンス統括部門の役割・責任
- ③【法令等遵守に関するモニタリングの実施】
- → コンプライアンス統括部門が、営業店に対して、取得した重要情報を遅滞なく営業推進部門長に報告しているかどうかを確認していない等の事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、「内部者取引未然防止方針」を策定し、取引先等のインサイダー情報を含む重要情報³⁵を取得した役職員に、部室店長経由で、営業推進部門長に対して、当該情報を取得した旨を報告させることとしている。

しかしながら、<u>コンプライアンス統括部門は</u>、同方針の策定以降に営業推進部門長に報告された重要情報が数件にとどまる中、<u>営業店に対して、</u>取得した重要情報を遅滞なく営業推進部門長に報告しているかどうかを確<u>認していない</u>ほか、<u>重要情報を取得した場合の手続に係る指導も行ってい</u>ない。

こうした中、今回検査で検証したところ、営業店において、上場会社の融資先に係る公開前の決算情報等が継続的に入手されていたにもかかわらず、営業推進部門長に報告されないまま、重要情報としての管理も行われていない事例が認められる。

Ⅲ. 個別の問題点

- 1. 本人確認
- ③【本人確認に関する指導・研修】
- ▶ 事務リスク管理部門が、営業店に対して、本人確認書の作成の徹底や進捗 状況の報告に係る指示を行っていない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

経営会議は、「本人確認規程」を策定し、営業店に、顧客の本人確認を行

³⁵ 金融商品取引法第166条(会社関係者の禁止行為)で定められる「業務等に関する重要事実」。

った際に本人確認書を作成させることとしているほか、事務リスク管理部門に、作成漏れがないかどうかの確認を行わせ、作成漏れが認められた場合には、営業店に対して「本人確認書未作成先リスト」を送付させ、本人確認書の整備を図ることとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、同リストを送付するにとどまり、<u>営業店に対して、本人確認書の作成の徹底や進捗状況の報告に係る指示を行っていない。</u>

こうした中、複数の営業店において、顧客の本人確認書を作成しないまま、当該顧客と、再度取引を行っている事例が認められる。

2. 疑わしい取引

- ①【疑わしい取引に関する内部規程又は業務細則の策定】
- ▶ 事務リスク管理部門が、疑わしい取引について、営業店からの報告や当局への届出の要否に係る判断基準等を整備していない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、営業店に、同部門に対して疑わしい取引の報告を行わせ、同部門において調査・検証した上で、当局に届け出ることとしているほか、疑わしい取引の報告・届出状況をリスク管理委員会に報告することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、疑わしい取引について、営業店からの報告や</u> 当局への届出の要否に係る判断基準等を整備していない。

こうした中、当局への届出について、届出の要否の検討が行われないまま不要とされている事例や、届出が遅延している事例が認められる。

②【疑わしい取引に関する態勢の整備】

▶ 市場部門が、被仕向国で入金が謝絶された後、送金依頼人の申出により 受取名義人を変更し、送金を実行した疑わしい取引事例について、同様の 事例の発生を未然に防止するための改善策の検討や、営業店に対する周知 を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

外国為替業務の所管部署である市場部門は、「疑わしい取引に関する規

程」において、営業店に、「疑わしい取引届出チェックシート」の基準に該当する送金申込を受け付けた場合には、原則謝絶させ、謝絶ができない場合には、送金申込を受け付けた後に、同部門及び口座の不正利用防止の統括部署である事務リスク管理部門に報告させることとしている。

しかしながら、<u>市場部門は、被仕向国で入金が謝絶され、送金依頼人の</u>申出により受取名義人を変更して送金を実行した後、疑わしい取引として 届出を行った事例³⁶について、当該事例の発生後、<u>同様の事例の発生を未然</u>に防止するための改善策の検討や、営業店に対する周知を行っていない。

このため、その後も営業店において、取引内容等の詳細な確認や疑わしい取引に係る市場部門及び事務リスク管理部門への報告の検討が不十分なまま、同様の送金が行われた事例³⁷が発生している。

▶ 事務リスク管理部門が、預金口座が凍結された先と同一名義の先から、新規に預金口座の開設の申込みがあった場合における具体的な確認手順等を定めていない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、「本人確認規程」を策定し、既に預金口座を有している顧客から、同一名義による預金口座の開設の申込みがあった場合等³⁸における営業店の対応に係る留意点³⁹などについて定めている。

しかしながら、<u>同部門は、預金口座が凍結された先と同一名義の先から、新規に預金口座の開設の申込みがあった場合における具体的な確認手順等を定めていない。</u>

こうした中、営業店において、預金口座が凍結された先と同一名義による新たな口座が開設され、振り込め詐欺等に利用されている事例が認められる。

³⁶ 受付した送金について、一度、被仕向国側から入金処理を謝絶されたが、送金依頼人の申出により、受取名義人を変更し送金を実行。送金依頼者より組戻し依頼があった際に疑わしい取引の届出を提出。 その後、マネー・ローンダリングの疑いがあるとして送金依頼人が警察より事情聴取を受けた事例。

³⁷ 被仕向国より入金処理の謝絶が行われたにもかかわらず、被仕向国での謝絶理由の詳細を確認することなく、送金依頼人の申出により、送金目的を変更して送金を実行した事例。

³⁸ 同時に同一名義の複数の預金口座開設の申込みがあった場合も含む。

³⁹ 「本人確認手続を厳正に実施」、「複数口座開設の理由を聴取」及び「パソコンの名寄せ照会により、 他店での口座保有がないかを確認」。

▶ 事務リスク管理部門が、特定の業種について、同一業者を対象に疑わしい取引の届出を複数回にわたり行っている事例があるにもかかわらず、複数回目であることを認識しないまま届出を行っているほか、どのような業種で疑わしい届出が多いのかという観点からの分析を行っていない等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「コンプライアンス規程」を策定し、コンプライアンス統括 部門を法令等遵守の統括部署及び反社会的勢力への対応に係る所管部署と しているほか、事務リスク管理部門を疑わしい取引に係る所管部署として いる。

こうした中、<u>事務リスク管理部門は、特定の業種について、当局からの</u> 照会を受けて、同一業者を対象に疑わしい取引の届出を複数回にわたり行っている事例があるにもかかわらず、複数回目であることを認識しないま ま届出を行っているほか、どのような業種で疑わしい届出が多いのかという観点からの分析を行っていない。

このため、同部門は、当行において、当該業種が疑わしい取引の届出対象となる頻度が高い実態にあることを認識しておらず、<u>当該業種について、どのように取引の状況を把握し、マネー・ローンダリングの疑いに係る調査を実施するかを検討していない</u>ほか、<u>コンプライアンス統括部門との協議、情報共有等の連携も図っていない。</u>

▶ 「不正利用口座検知システム」を活用した疑わしい取引の検証について、 現状の体制では十分な検証が困難であるにもかかわらず、事務リスク管理 部門が検証体制の見直しを検討しておらず、コンプライアンス統括部門も こうした状況を把握していない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、「不正利用口座検知システム」を活用して抽出された取引について、疑わしい取引に該当するか否かを判断し、当局に対する届出を行うこととしている。

こうした中、<u>同部門は、同システムを活用した同取引の検証について、</u> <u>現状⁴⁰では十分な検証が困難であるにもかかわらず、検証体制の見直しを検</u>

 $^{^{40}}$ 抽出される取引が 1 日当たり 150~300 件に上る中で、他の業務を兼務する職員 2 名の体制で検証を行っている。

討していない。

また、<u>コンプライアンス統括部門も、事務リスク管理部門における同取</u><u>引の検証状況をフォローしておらず、検証体制の見直しの必要性があるこ</u>とを把握していない。

こうした中、事務リスク管理部門が、同システムで抽出し、同取引に該当しないと判断した取引の中に、捜査当局等から凍結依頼のあった口座が相当数含まれている実態が認められる。

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、口座の不正利用防止の取組について、前回検査における指摘⁴¹を踏まえ、振り込め詐欺救済法⁴²に基づき預金保険機構に対して公告することを求めた口座の特徴の分析を実施し、その結果を基に、不正利用口座検知システム⁴³を開発し、運用を開始している。

しかしながら、同部門は、同システムの導入以降、不正利用口座の特徴 の分析を行っていないほか、同システムの抽出条件の見直しの要否を検討 していないなど、口座の不正利用を防止するための同部門による継続的な 態勢整備の取組は十分なものとなっていない。

43 個人及び個人事業主を対象に、100円以下で開設した口座等について、該当があれば自動的に抽出。

^{41 「}コンプライアンス統括部門は、当行口座が振り込め詐欺等に不正利用され、捜査当局からの要請等により口座凍結を行った事例が多数発生しているにもかかわらず、不正利用の疑いのある口座のシステムによる抽出方法の妥当性の検証や不正利用された口座の特徴の分析を行っておらず、口座不正利用の防止に向けた対応を十分に行っていない」との指摘。

^{42 「}犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」。

▶ 事務リスク管理部門が、コンプライアンス統括部門が犯罪に利用された 取引口座の特徴を周知していることを理由に、不正利用口座モニタリング システムを活用して、どのような場合に疑わしい取引として報告すべきか について、営業店に十分指導していない事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、営業店に対して、不正利用口座モニタリングシステムを活用して、疑わしい取引について報告させることとしている。

しかしながら、同部門は、コンプライアンス統括部門が犯罪に利用され た取引口座の特徴を周知していることを理由に、同モニタリングシステム を活用して、どのような場合に疑わしい取引として報告すべきかについ て、営業店に十分指導していない。

こうした中、営業店において、不特定多数の者から頻繁に送金され、同日に出金されている口座について、他金融機関等44から照会を受けるまで、 疑わしい取引の届出の検討が行われていない事例が認められる。

- 3. 反社会的勢力への対応
- ①【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定 し、暴力団関係者及びその同居家族等について、新聞等による情報収集を 行った上で、その属性に応じて区分し、反社会的勢力リストに登録するこ ととしている。

しかしながら、<u>同部門は、同リストに登録されている先について、同居家族等の有無を確認していないほか、属性に応じた具体的な取組方針等も</u>定めていない。

こうした中、「暴力団関係 (構成員)」として区分されている預金取引先 について、住所及び名字が同一で同居家族である疑いのある顧客が存在す るにもかかわらず、同リストへの登録が検討されていない事例が認められ る。

_

⁴⁴ キャッシュカード等不着先や捜査当局からの照会を含む。

②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス統括部門に、反社会的勢力との取引について、与信取引の有無及び残高を半期ごとに報告させ、取引の解消に努めることとしている。

しかしながら、<u>同委員会は、同部門に対して、与信取引以外の取引も含め、反社会的勢力との全ての取引の解消に向けた実効性のある具体的な対</u>応策を検討するよう指示していない。

こうした中、反社会的勢力の顧客に対して、定期預金の増額に応じている事例が認められる。

コンプライアンス統括部門が、反社会的勢力に対する個人預金口座開設に係る謝絶漏れの発生原因が、システム上の制約にあることを把握しているにもかかわらず、システム整備を図るべきかどうかについて検討していない事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、営業店に、個人預金口座の開設に際し、 保有している暴力団員情報のうち生年月日が判明している個人データ(以下、「当行保有リスト」という。)と口座開設依頼人の情報とを照合させ、 合致した場合には同部門へ連絡させることとしており、連絡を受けた同部 門は、内容を確認した上で、営業店に謝絶を指示することとしている。

また、新規に開設した口座については、2営業日後に再度、暴力団員情報と照合し、謝絶漏れの有無を確認することとしている⁴⁵。

しかしながら、同部門は、謝絶漏れの発生原因が、システム上の制約から、当行保有リストとの照合がカナ氏名のみにより行われていることにあることを把握しているにもかかわらず、漢字氏名等による照合を可能とするシステム整備を図るべきかどうかについて検討していない。

⁴⁵ 例年 20 件~30 件の謝絶漏れが発生している。

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定 し、反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、同マニュアル策定以前に自動継続特約付き定期預金契約を結び、反社会的勢力として登録している先に対して、関係遮断に向けた取組を検討していない。</u>

こうした中、反社会的勢力として登録している先に対しても、自動継続 特約付き定期預金の継続・増額を依頼する通知が郵送されている事例が認 められる。

➤ コンプライアンス統括部門が、反社会的勢力データベースを営業店に還元しておらず、営業店から照会を受けた場合に個別に対応することとしているため、反社チェックを即時に行うことができない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、反社会的勢力データベース(以下、「反社 データベース」という。)を営業店に還元しておらず、営業店から反社デー タベースに関する照会を受けた場合に個別に対応することとしている。

<u>このため、営業店の窓口担当者は</u>、来店した顧客が<u>反社会的勢力に該当するかどうかについてのチェックを即時に行うことができず</u>、一部の営業店においては、来店した顧客が反社会的勢力であったにもかかわらず、これを認識しないまま、保険商品を勧誘した事例などが発生している。

▶ 常務会が、報告を受けた反社会的勢力との取引のうち、流動性預金残高が一定の金額以下の口座について、コンプライアンス統括部門にその動きを分析させていない等の事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、反社会的勢力に関する情報充実と取引遮断に取り組むこととしているほか、コンプライアンス統括部門に反社会的勢力との取引状況を定期的にモニタリングさせ、その結果を同部門から常務会に報告させることとしている。

しかしながら、<u>常務会は、報告を受けた反社会的勢力との取引のうち、</u>流動性預金残高が一定の金額以下の口座については、同部門にその動きを 分析させていない。

また、同部門は、新たな反社会的勢力に関する情報を入手した際の対応 として、既存顧客との照合を行い、取引の有無を確認しているものの、そ の結果を営業店に伝えていない。

➢ 営業推進部門及びコンプライアンス統括部門が、「手形レスサービス」について、仕入先(委託者)の反社会的勢力のスクリーニングを行わないこととしている事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、アレンジメント業務⁴⁶を新規で行う場合には、その当事者及び関係者を 反社会的勢力のスクリーニングの対象とすることとしている。

また、信託部門⁴⁷は、「信託引受管理規程」⁴⁸を策定し、信託契約に係るスキームの当事者及び関係者が反社会的勢力であるか否かについて確認を行うこととしている。

しかしながら、<u>営業推進部門⁴⁹及びコンプライアンス統括部門は、「手形レスサービス」⁵⁰について</u>、当行の取引先である支払企業から、その仕入先

49 資産流動化に関連する技術を用いた商品及び取引手法(信託勘定を用いた商品及び取引手法に関する 業務を含む。)に関する業務を所管している。

⁴⁶ 顧客に対してM&A、MBO等の取引スキームを提案し、アレンジ手数料を徴求する取引業務。

⁴⁷ 信託業務管理態勢の統括部署として、信託業務管理に関する基本方針、施策の企画立案及び管理を所 管している。

⁴⁸ 信託兼営業務における信託の引受審査及び受託管理の基本的な取扱規則を定めている。

⁵⁰ 当行の取引先企業 (支払企業) が取引のある下請企業等 (仕入先) に対して行う継続的な支払につい

(委託者) との契約を謝絶することについて理解を得ることは困難である と判断⁵¹したことから、<u>仕入先(委託者)の反社会的勢力のスクリーニング</u> を行わないこととしている。

③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】

➤ コンプライアンス統括部門が、反社会的勢力であるとの疑いが生じた取引 先について、対応方針を策定した後に状況の変化があった場合に、どのよう に対応するかを明確にしていない等の事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、「法令等遵守規程」において、契約書等に 暴力団排除条項を導入し、取引状況のモニタリング⁵²を実施するなど、反社 会的勢力との関係遮断に向けた態勢の整備を行うこととされている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

・ <u>コンプライアンス統括部門は、反社会的勢力であるとの疑いが生じた取引先に対しては、対応方針を策定の上、営業店に管理させることとしているものの、対応方針の策定後に取引先の状況に変化があった</u>場合に、どのように対応するかを明確にしていない。

こうした中、<u>営業店において、「継続的に取引状況等を監視する」としていた先の業況悪化に対して、同部門との協議等を行わないまま条件変更に応じている事例が認められる。</u>

コンプライアンス統括部門は、営業店が反社会的勢力に係る情報を 入手した場合には、営業店から報告を受け、反社会的勢力データベー スへの登録を行うこととしている。

しかしながら、<u>同部門は、同部門を含め本部各部署で同情報を入手した際の手続を明確にしておらず、同部門で入手した同情報が登録漏れとなっている事例が認められる。</u>

て、手形振出に代わる手段を提供するもの。仕入先は、信託契約の委託者兼受益者となり、受託者である当行を通じて、支払企業に対する売掛債権の回収を図る。

 $^{^{51}}$ 支払企業に信託契約締結を拒絶した理由を明示することは、プライバシー上の重大な問題につながり得ることを考慮したもの。

⁵² 預金(外貨預金等を除く)取引又は貸出取引のある全顧客と反社会的勢力データとの突合を3か月ごとに行っている。

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、当行が関わる契約書に暴力団排除条項を 導入することとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、与信取引先等⁵³との契約書への導入を優先して対応しており、当行が関わる<u>業務委託先との契約書については、本部各部</u>署や営業店に対して、暴力団排除条項を導入するよう指示していない。

→ コンプライアンス統括部門が、営業店に対して、事業地区内の反社会的勢力の情報を幅広く収集するよう指示を徹底していない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定 し、営業店に反社会的勢力の情報を収集させた上で、反社会的勢力のリス トを作成し、同リストを営業店に還元することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、営業店に対して、事業地区内の反社会的勢力</u>の情報を幅広く収集するよう指示を徹底していない。

こうした中、<u>営業店において、地域版の新聞情報に反社会的勢力の情報が掲載されているにもかかわらず、同部門に報告しておらず、同リストへの登録が漏れている</u>事例が認められる。

-

⁵³ 預金取引先などを含む。

- 5. リーガル・チェック等態勢
- ①【取引及び業務に関するリーガル・チェック等態勢の整備】
- ▶ 市場部門が、コルレス契約先のマネー・ローンダリング管理態勢の確認について、コルレス契約先の本店所在地がFATF加盟国にある場合には省略可能としている等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

市場部門は、20 年 5 月の監督指針⁵⁴の改正⁵⁵を踏まえ、「コルレス契約先の確認基準」や「コルレス契約先チェックリスト」を作成し、コルレス契約を継続すべき先であるかどうかを契約先ごとに検討することとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、同基準等において<u>確認する項目として</u>、コルレス契約先の本店所在地、銀行免許の有無、マネー・ローンダリング管理態勢や現地金融当局のマネー・ローンダリング監督態勢などを定めているものの、コルレス契約先のマネー・ローンダリング管理態勢については、コルレス契約先の本店所在地がFATF加盟国にある場合には確認を省略可能としているほか、現地金融当局のマネー・ローンダリング監督態勢については、FATF非協力国でないことを確認するにとどまっているなど、同基準等に基づく検討は形式的なものにとどまっている実態が認められる。

_

^{54 「}中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」。

⁵⁵ コルレス契約の締結・継続の判断に係る態勢整備についての着眼点を追加。

Ⅳ. 顧客保護等管理態勢

◆ 評 定 事 例

▶ 営業推進部門及び事務統括部門が、営業店におけるリスク性商品の販売 について、適合性の原則の観点から、顧客属性に応じた販売が行われてい るかどうかを適切に検証していない等の事例【評定: C】

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【リスク特性】

当行への苦情件数が増加傾向にある中、投資信託・保険等に係る苦情も寄せられているほか、顧客情報の紛失・誤廃棄事案が多数発生していることから、リスク顕在化の可能性は高く、経営に重大な影響が生じるおそれがある。

【検査結果】

取締役会は、「顧客保護等管理規程」を策定し、経営管理部門を顧客保護等管理の統括部署としている。

また、取締役会は、「機構および事務分掌規程」を策定し、営業推進部門をリスク性商品の販売推進の所管部署、事務統括部門をリスク性商品の販売管理の所管部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 顧客説明管理態勢

(1) 営業推進部門及び事務統括部門は、リスク性商品の販売に当たり、 営業店に、「金融商品に関するヒアリングシート」56に基づき、顧客属 性を把握させた上で、適合性の確認を行わせることとしている。

しかしながら、両部門は、営業店において、顧客属性に応じた販売が行われているかどうかを適切に検証していないほか、判断能力や意思決定能力が十分でない可能性のある顧客に対してどのように適合性の確認を行うのか、また、契約後に判断能力等が十分でない可能性が判明した顧客に対してどのように対応するのかについて定めていない。

(2) <u>証券事故等審査小委員会⁵⁷は</u>、判断能力等が十分でない可能性のある 顧客との間で、変額保険を契約した事案について、担当者に対して、 <u>形式的なヒアリングを行うにとどまり、適合性の原則の観点からの検</u> 討を行わないまま、「法令違反には該当しない」との結論を下してい

⁵⁶ 顧客の知識、財産の状況及び投資の目的等の顧客属性を把握するため、事務統括部門が作成している。

⁵⁷ 証券事故等の未然防止策について検討するとともに、適合性の原則や、説明義務の違反等の不適切行 為について審査を行い、常務会に報告することとされている。

る。

また、<u>常務会は</u>、同小委員会から当該事例について報告を受けているにもかかわらず、同小委員会に対して、<u>適合性の原則の観点からの</u>検討を行うよう指示していない。

(3) 常務会は、同小委員会に対して、過去に上記(2)の事例と同様の事例 が発生していないかどうかを調査するよう指示していない。

こうした中、今回検査において検証したところ、判断能力等が十分でない可能性がある顧客に対して、投資信託等の販売を行っている事例⁵⁸が多数認められる。

2. 顧客サポート等管理態勢

常務会は、「顧客サポート等管理規程」を策定し、営業企画部門を顧客サポート等管理の所管部署としている。

こうした中、同部門は、苦情の再発防止策の策定に当たり、苦情が発生した業務の本部所管部署から、個別案件ごとに、再発防止のための意見聴取を行っている。

しかしながら、当該意見聴取は、形式的なものにとどまっていることから、同部門は、苦情の根本的な発生原因を把握した上で、再発防止策 を検討するには至っていない。

3. 顧客情報等管理態勢

常務会は、「顧客情報管理規程」を策定し、事務統括部門を顧客情報等管理の所管部署としているほか、「顧客情報漏えい事案等対応規程」を策定し、経営管理部門を顧客情報漏えい事案等59への対応の所管部署としている。

しかしながら、<u>経営管理部門は、顧客情報漏えい事案等について</u>、個別事案ごとに発生原因を分析し、常務会に月次で報告を行っているものの、根本的な原因について分析を行うには至っていない。

さらに、<u>事務統括部門及び経営管理部門は</u>、顧客情報漏えい事案等が発生した場合に、営業店に対して、文書の発出により事案の概要や再発防止策を周知しているものの、<u>研修等において、顧客情報管理の重要性や、顧客情報漏えい事案等の発生原因及び改善策に関する行員の理解度について、自己チェックを行わせるなどの取組を行っていない。</u>

【評定結果】

① リスク性商品の販売について、常務会による適合性の原則の観点からの検討指示が行われていないなど、軽微ではない態勢の不備が認められ、当行の規模・特性を踏まえた顧客保護等管理態勢の構築は不十分であること。

-

⁵⁸ 認知症の疑いのある顧客に対して、投資信託 (乗換取引を含む) を販売した事例など。

⁵⁹ 顧客情報滅失事案及び顧客情報毀損事案を含む。

- ② 顧客説明管理については、経営陣レベルの弱点が認められ、顧客サポート等管理・顧客情報等管理については、管理者レベルの弱点が認められること。
- ③ 判断能力が十分でない可能性のある顧客に対するリスク性商品の販売事例が多数認められるなど、業務の適切性等に影響が認められること。

以上、総合的に勘案し、「C」評定が適当。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

Ⅱ. 各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況

- 1. 顧客説明管理態勢
- (2) 顧客説明に係る管理の実施
- ①【顧客説明に係る管理態勢の整備】
- ➤ 高齢者への投資信託等の販売において、故意にインターネット・バンキング取引に誘導する事案が発覚しているにもかかわらず、コンプライアンス統括部門が、インターネット・バンキング取引を業績評価の対象としていることが、こうした販売を行う動機になり得るという観点からの原因分析を十分に行っていない事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、<u>高齢者への投資信託等の販売において、</u>対面取引に係る行内ルール⁶⁰を逸脱し、故意にインターネット・バンキング取引に誘導する事案が発覚したことを踏まえ、再発防止策⁶¹を策定している。

しかしながら、<u>同部門は、インターネット・バンキング取引を業績評価の対象としていることが、</u>行内ルールを逸脱した販売を行う動機になり得るという観点からの原因分析を十分に行っておらず、再発防止策は実効性のあるものとなっていない。

- 2. 顧客サポート等管理態勢
- (1) 内部規程等の策定
- ③【顧客サポート・マニュアルの内容】
- ▶ 顧客説明管理部門が、営業店長等に対して、担当者によるアフターフォロー実施時の説明状況を検証するよう指示しているものの、具体的な検証項目を定めていない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

顧客説明管理部門は、「顧客サポート・マニュアル」を策定し、購入した 投資信託の損失率等が同マニュアルに定める基準に該当する顧客に対し て、営業店に、損失状況の説明などのアフターフォローを実施させること

⁶⁰ 原則として、成約までに日を改めて2回以上の面談(商品説明)を行うことなど。

⁶¹ 取引における職員の立会いを機械的な操作補助に限定するなど。

としている。

また、同部門は、運用上、営業店に、投資信託の購入者に対するアフターフォローを年に1回以上実施させることとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、当該取扱いを同マニュアルには規定しておらず、また、<u>営業店長等に対して、担当者によるアフターフォロー実施時の</u>説明状況を検証するよう指示しているものの、具体的な検証項目を定めていない。

こうした中、リスク性商品の購入者に対する<u>アフターフォロー実施の頻度やタイミングについて、営業店や担当者によって対応が異なる</u>実態となっており、アフターフォローが実施されないとして苦情に至っている事例が認められる。

- (2) 顧客サポート等の実施
- ⑤【相談・苦情等の原因分析及び改善の実施】
- ▶ 営業推進部門が、苦情が増加傾向にある中、苦情件数の推移や内容を把握するにとどまり、苦情の発生原因に係る分析を十分に行っていない事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

営業推進部門は、投資運用商品⁶²について、顧客の知識や経験などに照らした適切なアドバイスを行うことにより、顧客満足度の向上を図るため、「顧客フォロー」を実施することとしている⁶³ほか、同商品についての苦情分析を実施し、商品の改廃や取引ルールの見直しなどを検討している。

しかしながら、<u>同部門は</u>、「フォローがない」などの「顧客フォロー」に 係る<u>苦情が増加傾向にある中、苦情件数の推移や内容を把握するにとどま</u> り、苦情の発生原因に係る分析を十分に行っていない⁶⁴。

_

⁶² 投資信託、外貨定期預金、投資型年金保険など。

⁶³ 一定の選定基準に該当する顧客に対して、半年ごとの定例フォロー及び相場急変時等に本部の指示に 基づく臨時フォローを実施することとしている。

⁶⁴ 今回検査において、投資信託及び年金保険保有顧客からの「顧客フォロー」に係る苦情を検証したところ、半数以上が当該フォローの対象外の顧客からの苦情であるにもかかわらず、営業推進部門が当該フォローの対象外の顧客への対応を図っていないことが判明している。

(3) 評価・改善活動

▶ 顧客説明管理部門が、多くの営業店において、苦情等の報告遅延が恒常的に発生していることを認識しているにもかかわらず、原因分析と遅延防止のための対策を講じていない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

顧客説明管理部門は、営業店において、顧客から苦情等を受けた場合には、「顧客サポート管理規程」に基づき、担当者に、速やかに営業店長への報告を行わせ、発生当日中に営業支援システムにより報告票を作成させるとともに、営業店長に、原因・再発防止策を記入させた上で、2営業日以内に同部門への報告を行わせることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、多くの営業店において、苦情等の報告遅延が</u> 恒常的に発生していることを認識しているにもかかわらず、原因分析と遅 延防止のための対策を講じていない。

3. 顧客情報管理態勢

- (1) 内部規程等の策定
- ②【顧客情報管理規程の内容】
- ▶ リスク管理部門及び経営企画部門が、連結対象から外れた元子会社について、顧客情報の共同利用先からも除外されたことに伴う対応策を何ら検討していない等の事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

常務会は、「顧客情報管理規程」を策定し、顧客情報の共同利用先を連結子会社と定め、顧客情報を共同利用先以外の第三者に対して提供する場合には、あらかじめ顧客から同意を得ることとしている。

しかしながら、<u>リスク管理部門及び経営企画部門は、連結対象から外れた元子会社について、</u>顧客情報の共同利用先からも除外されることに伴う対応策を何ら検討しておらず、営業店による元子会社への情報提供の実態 把握を行っていないほか、営業店に対して、元子会社に顧客情報を提供する場合には、あらかじめ顧客の同意が必要となる旨の周知も行っていない。

このため、営業店において、顧客の同意のないまま、顧客情報を元子会社に対して恒常的に提供している実態が認められる。

- 4. 外部委託管理態勢
- (2) 外部委託管理の実施
- ④【外部委託先に対するモニタリングの実施】
- 契約担当部署が、外部委託先から不備報告を受けているにもかかわらず、 改善を求めていない事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、「外部委託管理規程」を策定し、外部委託先における個人情報の管理状況について、契約担当部署に、「個人情報保護確認表」による確認を行わせ、必要に応じ、外部委託先に対して、改善を求めさせることとしている。

しかしながら、<u>契約担当部署は、外部委託先から</u>「再委託先の監査を実施していない。」「個人データ管理台帳を作成してない。」といった<u>不備報告を受けているにもかかわらず、外部委託先に対して、改善を求めていない。</u>

Ⅲ.個別の問題点

- 2. 顧客説明態勢
- (2) 個別の取引又は商品に関する着眼点
- ②【リスク商品に関する顧客説明】
- ➤ コンプライアンス統括部門が、「顧客説明マニュアル」に基づく投資商品の販売・勧誘が適切に運用されているかどうかの検証を行っていない事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、「顧客説明マニュアル」⁶⁵を策定し、年齢や投資経験の有無等のリスク許容度を踏まえた顧客適合性区分に応じて、 投資商品の販売・勧誘を行うこととしている。

また、同部門は、顧客適合性区分によっては「勧誘禁止」とされている 商品を顧客の自発的申出により販売する場合には、重要事項を説明した当 日の申込みは受け付けないこととする「オーバーナイト」⁶⁶等⁶⁷の提案を行

⁶⁵ 個人顧客に対する金融商品の販売・勧誘時において、当行役職員が遵守、留意すべき事項等を定めた もの

⁶⁶ 個別商品の重要事項 (リスク・手数料等) を説明した当日の申込みの受付を行わず、顧客が商品を十分理解できるように、説明から申込みまでの間に考える時間を確保するもの。

^{67 「}家族・親族等との相談」を含む。

わせることとしている一方で、当日の申込みについて顧客意向があった場合には、受け付けることも可能としている。

こうした中、今回検査において、同マニュアルで「勧誘禁止」とされている顧客への商品販売状況を検証したところ、大部分の販売先について、 顧客意向に基づく説明当日の申込みの受付となっている実態が認められる。

こうした状況を勘案すると、<u>同マニュアルに基づく投資商品の販売・勧誘が適切に運用されているかどうかの検証が求められるにもかかわらず、</u>同部門はこうした検証を行っておらず、投資商品の販売・勧誘の適切性確保に向けた管理態勢は不十分なものとなっている。

▶ 営業推進部門が、営業店に対して、リスク性商品販売時の面談交渉記録に記載すべき内容を周知していないほか、面談交渉記録の記載内容を営業店の内部管理責任者が速やかに検証しているかどうかについて確認していない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

営業推進部門は、リスク性商品の販売に関して、顧客説明義務が履行されているかどうかを確認するため、営業店に顧客との会話の内容を面談交渉記録に記載させるとともに、営業店の内部管理責任者に、商品性及びリスクに係る顧客の理解度等が確認できる内容となっているかどうかを検証させることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、営業店に対して、リスク性商品販売時の面談</u> 交渉記録に記載すべき内容を周知していないほか、面談交渉記録の記載内 容を内部管理責任者が速やかに検証しているかどうかについて確認してお らず、リスク性商品の顧客説明に係る検証態勢は十分なものとなっていな い。

こうした中、面談交渉記録について、説明時の顧客の反応が記載されていないほか、事後的に数日分まとめて作成されている事例が認められる。

(3) 弊害防止措置に関する着眼点

《評価事例》

➤ コンプライアンス統括部門等が、役職員がグループ証券会社等宛てに電子メールを送信する際に、ファイアーウォール規制に係る注意喚起を行う 仕組みを整えている等の事例

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、グループ証券会社等と顧客情報を共有する際に適用される「ファイアーウォール規制」に基づき、情報共有に係る同意書を顧客から取得することなく、顧客の非公開情報等の授受を行うことを禁じている。

こうした中、同部門、事務統括部門及びシステムリスク管理部門は、「ファイアーウォール規制」に関する法令違反事案及び懸念事案(以下、「違反事案等」という。)の防止策として、当行の役職員がグループ証券会社等宛てに電子メールを送信する際に、電子メールによる非公開情報等の授受について、注意喚起する仕組み⁶⁸を整えているほか、行外に送信された電子メールを査閲⁶⁹することとしており、これにより違反事案等が検知された事例が認められる。

4. 顧客情報管理態勢

- ①【顧客情報管理のための組織の整備等】
- ➢ 経営企画部門が、営業時間外にも営業活動が行われているにもかかわらず、そうした実態を踏まえた顧客情報管理に係る規程を整備していない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

理事会は、「顧客保護等管理方針」を策定し、経営企画部門を顧客情報管理の統括部署と定め、同部門に、顧客情報管理に関するモニタリングや規程・マニュアル等の策定・見直しのほか、顧客情報管理に関する一切の業務を行わせることとしている。

また、同部門は、営業店に対して、顧客情報資料を執務室外へ持ち出す

⁶⁸ 役職員がグループ証券会社等宛てに電子メールを送信する際に注意喚起の画面を表示させ、当該画面上において、顧客の「非公開情報等」の有無が選択されなければメールを送信することはできない。

⁶⁹ 営業店長等から任命された査閲実施者が、行外に送信された電子メールを査閲することとしており、 2週間以上査閲が実施されない営業店等については、電子メールの外部発信機能が停止される。

場合には、申請書に必要事項を記載し、担当役席者の確認を受けるよう指示している。

しかしながら、<u>当金融機関においては、営業時間外にも営業活動が行われているにもかかわらず、同部門は、そうした実態を踏まえた顧客情報管</u>理に係る規程を整備していない。

こうした中、営業店の渉外係等は、営業時間外に顧客を訪問し、顧客情報資料を預かったまま、帰宅することが常態化しており、顧客情報漏えいにつながりかねない実態が認められる。

Ⅴ.統合的リスク管理態勢

◆ 評 定 事 例

➤ 経営会議が、計測対象とするリスクを特定するに当たり、当行が直面するリスクの網羅的な洗出しを行っていない等の事例【評定:B(Cに近いB)】

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【リスク特性】

リスク資本配賦額に対するリスク量使用率は高くないものの、Tier1 比率が減少傾向にあり、リスク許容度が低下している状況にある。

【検査結果】

経営会議は、「統合的リスク管理方針」に基づき、リスク資本の配賦に係る決定を行うとともに、計測対象とするリスクを特定⁷⁰した上で、各部署に計測させた各種リスク量と配賦資本とを対比することにより管理を行うこととしている。

しかしながら、<u>経営会議は、計測対象とするリスクを特定するに当たり、当行が直面するリスクの網羅的な洗出しを行っておらず</u>、年金資産やクレジット・リンク・ローン⁷¹などについて、当行が認識していないリスクが認められる。

また、経営会議は、現在認識しているリスクのうち、<u>連結子会社に係るリスク等⁷²については、エクスポージャーが小さいことから、リスク量計測による管理の対象外としているが⁷³、その影響度が低いことを十分に確認していない。</u>

【評定結果】

- ① 経営陣により当行の規模・特性を踏まえた概ね十分な統合的リスク管理態勢が構築されているものの、当行が直面するリスクの網羅的な洗出しが行われていないなど、経営陣レベルの弱点が認められること
- ② 一方、具体的なリスクは顕在化しておらず、リスク量合計は経済資本上限内に収まっており、健全性等に重大な影響を及ぼすとまでは認められないこと。
- ③ 前回検査指摘事項⁷⁴については、概ね改善が図られていることから、

⁷⁰ 信用リスク、市場リスク (金利リスク、政策株式リスク、純投資リスク)、オペレーショナル・リスク。 ⁷¹ CDS (クレジット・デフォルト・スワップ) でカバーされている企業を複数組み合わせた債権を保 有する特定目的会社等に対する融資。

⁷² 当行の法務リスク、戦略リスク、コミットメントライン空枠の信用リスクなどを含む。

⁷³ 経済資本の上限とリスク資本総額との差額でカバーすることとしている。

⁷⁴ 「リスク統括部門は、期待損失額と一般貸倒引当金との乖離要因の分析やリスク計測手法の精度向上 に向けた検討を十分に行っていない」との指摘等。

自主的な改善が期待できるものの、一部において改善の取組が十分で はないことから、注視する必要があること。

以上、総合的に勘案し、「B (Cに近いB)」評定が適当。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

I. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

- 3. 評価・改善活動
- (1) 分析・評価
- ①【統合的リスク管理の分析・評価】
- ➤ ALM委員会において、高利回りの運用商品について、その購入を急いだことから、リスク管理部門によるリスク評価を待たずに購入を承認している事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

取締役会は、「ALM委員会規程」を策定し、ALM委員会を設置し、統合的リスク管理に係る審議を行わせることとしているほか、リスク管理部門を統合的リスク管理に係る所管部署としている。

こうした中、同委員会は、「新規市場商品規程」を策定し、新規市場商品の購入に当たり、リスク管理部門に各リスク⁷⁵の評価を行わせた上で、同商品の購入を承認することとしている。

しかしながら、<u>同委員会において、高利回りの運用商品について、その</u> 購入を急いだことから、同部門によるリスク評価を待たずに購入を承認し ている事例が認められる。

Ⅲ.管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

- 2. 統合的リスク管理部門の役割・責任
- (1) リスクの特定・評価
- ③【リスクの統合的な評価】
- ▶ リスク管理部門が、ストレス・シナリオの見直しを行った際に、当行のポートフォリオにとって重要な影響があると見込まれる、イールドカーブのフラットニングや大口与信先の破綻等のストレス・シナリオを除外している事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

リスク管理部門は、「統合的リスク管理規程」において、ストレス・シナ リオを設定して、各リスク管理の所管部署にストレス・テストを実施さ

[™] 信用リスク、市場リスク及び流動性リスク。

せ、その結果を検証することとされている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、ストレス・テストの目的や、目的に応じたストレスの水準を明確にしておらず、<u>ストレス・シナリオの見直しを行った</u>際に、当行のポートフォリオにとって重要な影響があると見込まれる、イールドカーブのフラットニングや大口与信先の破綻等のストレス・シナリオを除外している。

Ⅲ. 個別の問題点

- 1. 統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目
- (1)【統合リスク計測態勢の確立】
- ⇒ 常務会が、関連会社に係るリスク管理の責任部署を定めておらず、関連 会社に係るリスクが統合的リスク管理の対象外となっている等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「統合的リスク管理規程」を策定し、リスク管理部門を統合的リスク管理の統括部署、融資部門を融資関連の信用リスク管理の所管部署、市場部門を市場関連の信用リスク管理の所管部署としている。

こうした中、以下のような事例が認められる。

1. 関連会社のリスク

取締役会は、「統合的リスク管理規程」において、関連会社を含めた当 行全体のリスクを統合して計測・管理することとしている。

こうした中、<u>常務会は</u>、「統合リスク管理に係る管理基準」において、 統合的リスク管理の統括部署であるリスク管理部門と、関連会社管理の 担当部署のどちらが、<u>関連会社に係るリスク管理の責任部署となるのか</u> <u>を定めておらず、関連会社に係るリスクが統合的リスク管理の対象外と</u> なっている実態が認められる。

2. 新商品のリスク

常務会は、「新商品リスク評価要領」を策定し、リスク評価の対象とする商品・業務を、「当行が新規に取扱いを開始する商品・業務」と定める一方で、「当行が購入・投資を行う商品など」については、同要領の対象から除外することとしている。

このため、<u>融資部門において、購入・投資する新商品についてのリス</u>ク評価が行われていない実態が認められる。

3. 与信集中リスク

リスク管理部門は、融資部門が計測した信用リスク量と市場部門が計

測した信用リスク量とを単純に合算するにとどまり、<u>当行全体の与信ポートフォリオを合算した場合の与信集中リスクを考慮したリスク管理の</u>必要性について検討していない。

VI. 自己資本管理態勢

◆ 評 定 事 例

➤ 経営企画部門が、ストレス・テストの結果を踏まえた Tier1 に対する影響額や自己資本比率を算出しておらず、ALM委員会への報告も行っていない等の事例【評定:B(Cに近いB)】

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【リスク特性】

当行の自己資本比率や Tier1 比率は、いずれも業態平均を下回っている ほか、繰延税金資産の Tier1 に対する比率も高いことから、適切な自己資 本管理が行われなければ、財務の健全性に与える影響は大きい。

【検査結果】

取締役会は、「自己資本管理方針」を策定し、自己資本充実度の評価の基準となる自己資本をTier1と定めている。

また、常務会は、「自己資本管理規程」を策定し、経営企画部門を自己資本管理の所管部署としているほか、「ALM委員会規程」を策定し、安定的な収益の確保を図るため、同委員会に、関係各部からの収益やリスク状況に関する報告に基づく審議を行わせることとしている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 自己資本充実度の評価

(1) ストレス・テストを踏まえた自己資本充実度の評価

経営企画部門は、ストレス・テストの実施部署であるリスク管理部門から、複数のシナリオによるストレス・テストの結果について報告を受け、自己資本充実度について評価した結果をALM委員会に月次で報告することとしている。

しかしながら、経営企画部門は、ストレス・テストの結果を踏まえた Tier1 に対する影響額や自己資本比率を算出しておらず、同委員会への報告も行っていない。

- (2) 繰延税金資産の取崩しの可能性を踏まえた自己資本充実度の評価 経営企画部門は、繰延税金資産の Tier1 に占める割合が高い状況に あるにもかかわらず、繰延税金資産の取崩しの可能性を踏まえた Tier1 や自己資本への影響額を算定していない。
- (3) ALM委員会の機能発揮

ALM委員会は、経営企画部門から自己資本充実度の評価について報告を受けるにとどまり、当該報告を踏まえた審議を十分に行ってお

らず、同部門に対して、繰延税金資産の取崩しの可能性を踏まえた Tierl や自己資本への影響額の算定など、適切な自己資本充実度の評価を行わせるための具体的な指示を行っていない。

2. 繰延税金資産の計上に係る無税化スケジュール

経営企画部門は、「繰延税金資産算定マニュアル」を策定し、審査部門に貸倒引当金の無税化スケジューリングを行わせ、その可否を検証した上で、繰延税金資産の計上を行うこととしている。

しかしながら、<u>経営企画部門は</u>、審査部門が個別貸倒引当金の無税化スケジューリングを行うに当たって、<u>大口債務者に関し、バルクセールなどによる無税化のめどが立っていないにもかかわらず、見込みがあることをもって、スケジューリング可能としていることについて、十分な検証を行っていない。</u>

このため、今回検査において検証したところ、繰延税金資産の過大計上が認められる。

【評定結果】

- ① 経営陣により当行の規模・特性を踏まえた概ね十分な自己資本管理 態勢が構築されているものの、自己資本充実度評価において経営陣及 び管理者レベルの弱点が認められるほか、繰延税金資産については管 理者レベルの弱点が認められること。
- ② 今回検査における検証結果を踏まえると自己資本比率は低下するものの、財務の健全性等に重大な影響を及ぼすとまではいえないこと。
- ③ 前回検査指摘事項⁷⁶については、概ね改善が図られていることから、 自主的な改善が期待できるものの、一部において改善の取組が十分で はないことから、注視する必要があること。
- 以上、総合的に勘案し、「B(Cに近いB)」評定が適当。

⁷⁶ 「内部監査部門において、自己資本比率算出データの事後検証が行われていないことから、地方公共 団体の外郭団体向けエクスポージャー等のリスク・ウェイトに誤りが認められる」との指摘等。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

Ⅱ. 管理者による自己資本管理態勢の整備・確立状況

- 2. 自己資本管理部門の役割・責任
- (2) 自己資本充実度の評価
- ③【自己資本充実度の評価】
- ▶ リスク管理委員会が、自己資本の充実度を評価するためのストレス・シナリオについて、事務局案の内容を確認するにとどまり、その適切性について十分に検討していない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

リスク管理部門は、「自己資本充実度評価要領」を策定し、ストレス・テストにより計測されたリスク量が自己資本内に収まっていることを確認し、自己資本の充実度を評価することとしており、ストレス・シナリオについては、各リスク管理の所管部署と協議を行った上で事務局案を作成し、リスク管理委員会において決定することとしている。

しかしながら、<u>同委員会は、ストレス・シナリオについて、事務局案の</u> 内容を確認するにとどまり、その適切性について十分に検討していない。

こうした中、ストレス・シナリオについて、必要な要件等についての調整が図られないまま、リスク管理の所管部署ごとに定められており、当行全体の業務・ポートフォリオをカバーする包括的なものとなっていない実態が認められる。

Ⅷ. 信用リスク管理態勢

◆ 評 定 事 例

▶ 与信管理部門が、不動産賃貸業向け融資について、キャッシュ・フロー等の検証方法や、当該検証結果に係る報告事項を定めていないため、営業店において、アパートローンの対象物件について、サブリース業者による家賃保証特約の履行状況を把握していない等の事例【評定:B(Cに近いB)】

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【リスク特性】

中期経営計画において、高い収益性の確保を目指し、中小企業向け貸出 先数・残高の増加、個人ローンの増強等を図ることとしている中、開示債 権比率が相対的に高いこと、大口与信先における要注意先以下の非保全額 が大きいこと、住宅ローンの延滞率が相対的に高いこと等から、信用リス クが顕在化した場合の影響は大きい。

【検査結果】

取締役会は、「信用リスク管理規程」を策定し、与信管理部門を信用リスク管理の統括部署、同部門及び融資部門を与信審査等の所管部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 不動産賃貸業向け融資

<u>与信管理部門は</u>、当行の与信ポートフォリオ上大きな比重を占めている<u>不動産賃貸業向け融資について、キャッシュ・フロー等の検証方法</u> や、当該検証結果に係る同部門及び融資部門に対する報告事項を定めて おらず、不動産賃貸業向け融資に係る管理態勢は不十分なものとなっている。

このため、今回検査で検証したところ、<u>営業店において、アパートローンの対象物件について、サブリース業者による家賃保証特約の履行状況を把握していない</u>事例が認められる。

2. 住宅ローンのリスク管理

取締役会は、リスク管理委員会を設置し、住宅ローンのリスク管理について協議させるとともに、その結果を取締役会等に対して報告させることとしている。

こうした中、<u>常務会⁷⁷は</u>、同委員会から報告を受けて、住宅ローンのリスクを把握するための定量的な項目がデフォルト率や代位弁済率といっ

⁷⁷ 各種リスク管理の態勢整備を行っている。

た限定的な項目にとどまっているほか、<u>データの蓄積が十分でないことなどから、収益シミュレーションを実施できない状況にあることを認識しているにもかかわらず、関係各部署に対して、十分なデータが蓄積されるまでの間の対応策について検討を行うよう指示していない。</u>

3. 大口与信先に対する管理

与信管理部門は、前回検査の指摘⁷⁸を踏まえ、シンジケート・ローンの 大口与信先に係るコベナンツ管理について、リスク管理委員会において 協議した上で、常務会に対して報告することとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、同委員会において協議する案件が増加したことなどを理由として、<u>シンジケート・ローンを同委員会における協議</u>の対象外としている。

こうした中、今回検査において検証したところ、シンジケート・ローンのコベナンツに抵触している事案⁷⁹について、同委員会における協議が行われず、常務会にも報告されていない事例が認められる。

【評定結果】

- ① 経営陣により当行の規模・特性を踏まえた概ね十分な信用リスク管理態勢が構築されているものの、住宅ローンに係る信用リスク管理については、経営陣レベルの弱点が認められ、不動産賃貸業向け融資及び大口与信先に係る信用リスク管理については、管理者レベルの弱点が認められること。
- ② 今回認められた弱点は、健全性等に重大な影響を及ぼすとまでは認められないこと。
- ③ 前回検査指摘事項⁸⁰については、概ね改善が図られていることから、 自主的な改善が期待できるものの、一部において改善の取組が十分で はないことから、注視する必要があること。
- 以上、総合的に勘案し、「B(Cに近いB)」評定が適当。

⁷⁹ シンジケート・ローンの大口与信先が、建設業法に基づく監督処分を受け、コベナンツに抵触している事案。

80 「営業店における信用格付の付与作業の進捗管理について、期日管理の徹底が十分に図られておらず、 格付が付与されないまま融資が実行されている事例が認められる」との指摘等。

⁷⁸ 「常務会によるシンジケート・ローンなど大口与信先管理が不十分 (コベナンツ管理に関して、常務会への報告対象からシンジケート・ローン大口与信先を除外) である」との指摘。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

I. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

- 3. 評価・改善活動
- (1) 分析・評価
- ①【信用リスク管理の分析・評価】
- ▶ 市場部門が、欧州向けエクスポージャーについて、保有銘柄の格付が高位であるとの理由から、経営会議に対して、信用リスク管理規程に基づく報告を行っていない等の事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

経営会議は、「信用リスク管理規程」を策定し、欧州向けエクスポージャーについて、市場部門に、格付ごとに設定した国別の総取扱限度額等の遵守状況を日次で確認させた上で、当該遵守状況を月次で報告させることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、保有銘柄の格付が高位であるとの理由から、</u> 経営会議に対して、同規程に基づく報告を行っていない。

また、経営会議は、「ALM運用規程」を策定し、市場運用部門にクレジット・リンク・ローンに係る総運用限度額等の遵守状況を、実行時及び月次で確認させた上で、報告させることとしているほか、クレジット・リンク・ローンの時価についても、同部門に月次で確認させた上で、報告させることとしている。

しかしながら、経営会議は、参照債務の対象企業の株価やCDSのレートについては、同部門に定期的な確認や報告を求めていない。

⇒ 常務会が、当金融機関の経営体力を踏まえて許容できる未保全額等について検討を行っていない等の事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

常務会は、前回検査の指摘⁸¹を踏まえ、大口与信比率及び大口与信先の未保全額の改善等に向けた検討を行うこととし、大口与信先に係る未保全額の自己資本額に対する割合について審査部門から報告を受けている。

しかしながら、常務会は、当金融機関の経営体力を踏まえて許容できる

^{81 「}常務会は、大口与信における未保全額が自己資本額を超過しているにもかかわらず、与信方針の変 更等を検討していない」との指摘。

未保全額等について検討を行っていないはか、同部門から<u>債務者ごとのクレジット・リミットの設定の検討が必要との提言を受けているにもかかわらず、</u>具体的な検討を行っていない。

こうした中、大口与信先に係る未保全額の自己資本額に対する割合が増加している実態が認められる。

Ⅱ.管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

- 1. 管理者の役割・責任
- ③【管理者による組織体制の整備】
- ▶ 与信管理部門が、営業店に対して、業況不芳な大口与信先のモニタリング 方法について十分な指導を行っていないことから、営業店において、試算表 等の入手による足下の業況把握の取組など、適時適切な実態把握を行ってい ない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

与信管理部門は、営業店に大口与信先のモニタリングを行わせた上で、 営業店に対するヒアリングを実施し、大口与信先の実態を把握するととも に、その管理方針について検討することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、営業店に対して、業況不芳な大口与信先のモ</u>ニタリング方法について十分な指導を行っていない。

こうした中、<u>営業店において、業況不芳な大口与信先について、</u>試算表 等の入手による足下の業況把握の取組など、適時適切な実態把握を行って いない事例が認められる。

- 2. 信用リスク管理部門の役割・責任
- ①【審査部門の役割・責任】
- ➤ 審査部門が、大口与信先を所管する営業店に対して、当該与信先と会計 監査人設置の交渉を行い、監査報告書を入手するよう指示していない等の 事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、「信用リスク管理規程」を策定し、審査部門を信用リスク管

理の所管部署としている。

また、取締役会は、大口与信先に対するシンジケート・ローンの承認の 是非について審議を行った際に、当該与信先が会計監査人を設置していな いことから、同部門に対して、当該与信先に会計監査人を設置するよう申 入れを行うとともに、グループ会社の実態把握にも努めるよう指示してい る。

しかしながら、<u>同部門は、当該与信先を所管する営業店に対して、当該</u>与信先と会計監査人設置の交渉を行い、監査報告書を入手するよう指示していないほか、<u>グループ会社の実態把握についても指示していない</u>。また、取締役会は、同部門におけるこうした不十分な取組状況を把握していない。

このため、当該営業店は、当該与信先から監査報告書やグループ会社の決算書等を入手しておらず、当該与信先グループの実態把握は不十分なものとなっている。

➤ 審査部門が、事務部門に対して、設備資金融資に係る資金使途の検証について、具体的な検証手順の指導等を行っていない事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

審査部門は、全ての設備資金融資を対象として、営業店に、領収書等を用いた資金使途の確認を実施させるとともに、事務部門に検証させることとしている。

しかしながら、<u>審査部門は、事務部門に対して、具体的な検証手順の指</u> 導や、不備があった場合の情報回付の指示を行っていない。

このため、今回検査において検証したところ、<u>営業店から資金使途と異なる領収書が提出されているにもかかわらず、事務部門が看過している</u>事例が認められる。

➤ 審査部門が、与信限度額の超過先について、超過是正に向けた今後の与信計画等の対応策を策定していない等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「信用リスク管理規程」を策定し、審査部門を与信審査の所管部署、営業推進部門を住宅ローンの推進・管理の所管部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 与信限度額の管理

取締役会は、「信用リスク管理規程」において、信用格付に応じた与信 限度額を設定することとしている。

また、審査部門は、「クレジットライン管理規程」において、やむを得ず与信限度額を超過する場合には、半期ごとに与信取引方針を策定し、取締役会に付議することとされているほか、要注意先以下の与信先については、個別の与信限度額及び与信取引方針を定め、経営会議に付議することとされている。

さらに、同部門は、前回検査の指摘⁸²を踏まえ、与信限度額の超過先に対する中長期的な対応方針として、数年以内の超過是正に向けた段階的な改善方針を策定することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、与信限度額の超過先について</u>、翌期の与信限度額を設定するにとどまり、<u>超過是正に向けた今後の与信計画等の対</u>応策を策定していない。

また、同部門は、要注意先以下の与信先に対する個別の与信限度額の 設定に当たって、与信先の収益や資金繰り状況を踏まえた検討を行って おらず、具体的根拠が不十分なまま、過大な与信限度額の設定を行って いる事例が認められる。

2. 住宅ローンの推進・管理

営業推進部門は、「信用リスク管理規程」において、住宅ローンの採算性を分析し、その結果をALM委員会に報告することとされている。

また、同部門は、中期経営計画における「住宅関連ローンの増強」に基づき、他行との金利競争が激しい地域では、付帯取引の獲得による採算を想定した大幅な金利優遇を行っていくこととしている。

しかしながら、<u>同部門は、住宅ローンの既存先について、付帯取引の</u> 獲得状況を踏まえた採算性の分析を行っていない。

➤ 審査部門が、営業店に、建設業者から受注工事明細表を徴求させているものの、定期的に徴求する必要があることや、徴求の目的が債務者の受注状況の分析による期中管理であることを指導していない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

審査部門は、突発破綻の未然防止に向けた取組として、営業店に対して、債務者の期中管理に関する通達を発出しており、建設業者について

^{82 「}与信限度額の超過先に対する中長期的な対応方針の検討を行っていない」との指摘。

は、営業店に、受注工事明細表を徴求させ、受注状況の分析を通じた決算書の精査などの取組を行わせることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、同明細表について、建設業者から定期的に徴</u> <u>求する必要があることや、徴求の目的が債務者の受注状況の分析による期</u> 中管理であることを営業店に対して指導していない。

このため、営業店において、同明細表を建設業者から定期的に徴求していない事例や、同明細表を建設業者から徴求しているものの、資金繰りの確認に一部活用するにとどまっている事例が認められる。

②【与信管理部門の役割・責任】

▶ 与信管理部門が、海外拠点特有のリスクの状況やその変化等を踏まえて、 どのように対応するべきかを具体的に示しておらず、海外拠点において、信 用格付の推移に係る分析や分析結果の与信方針への反映などについての議論 を十分に行っていない等の事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

与信管理部門は、「海外拠点運営規程」を策定し、海外拠点のリスク管理委員会等83において、海外拠点運営上の各種リスクの状況について、海外拠点の実情等に則して具体的に審議させ、潜在リスクに対する管理態勢の強化を図ることとしており、各海外拠点に、同規程に基づき同委員会等を開催させるとともに、議事録等による情報共有を図っている。

しかしながら、<u>同部門は、海外拠点特有のリスクの状況やその変化等を</u> <u>踏まえて、海外拠点の同委員会等がどのように対応するべきかを具体的に</u> 示していない。

こうした中、<u>当行海外拠点のリスク管理委員会において、信用リスクの</u>総量などを把握するにとどまり、信用格付の推移に係る分析や分析結果の <u>与信方針への反映などについての議論を十分に行っていない</u>事例や、<u>与信集中リスクについて、海外拠点と当行との業種分類の差異84を踏まえた実質</u>的な集中リスクの把握・管理を行っていない事例が認められる。

.

^{83 「}ポートフォリオ管理会議」などの会議体を含む。

⁸⁴ 例えば、オートローン会社について、当行海外拠点では「金融業」に分類されている一方、当行では「自動車」に分類されている。

➢ 営業推進部門が、事業戦略上、住宅ローンが重要な位置づけとされている にもかかわらず、自動審査システムに蓄積されたデータを活用した基本的な リスク分析を行っていない等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

常務会は、「信用リスク管理規程」を策定し、リスク統括部門を与信取引全体の信用リスク管理の統括部署としているほか、営業推進部門を住宅ローンのリスク管理の所管部署としている。

また、当行は、中期経営計画において、住宅ローンの収益・リスク管理 の強化などを重点施策と位置づけており、営業推進部門に、住宅ローンの 自動審査システムにより、顧客属性データの蓄積を行わせることとしてい る。

しかしながら、<u>同部門は、事業戦略上、住宅ローンが重要な位置づけと</u> されているにもかかわらず、自動審査システムに蓄積されたデータを活用 した基本的なリスク分析⁸⁵を行っていない。

さらに、<u>リスク統括部門及び営業推進部門は</u>、住宅ローンについて、<u>シ</u>ーズニング効果⁸⁶等⁸⁷を踏まえたリスク管理の必要性について検討しておらず、生涯収益管理や採算管理を行っていない。

こうした中、今回検査で、自動審査システムに蓄積されているデータを 分析したところ、収入に対する返済比率が高い契約者の割合が上昇傾向に あり、初期審査における対応について検討する必要があると認められる。

Ⅲ.個別の問題点

- ②【債務者の実態把握に基づくリスク管理】
- ➤ 審査部門が、アパートローンの審査の際に、債務者が行っている賃貸事業以外の事業に係る収支状況等を十分に把握していない等の事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

理事会は、「信用リスク管理規程」を策定し、審査部門を与信審査・管理 の所管部署としている。また、同部門は、主力商品となっているアパート ローンの審査の際に、債務者の実態把握や事業計画の妥当性の検証のほ

⁸⁵ 顧客属性ごとの延滞・デフォルト状況やその増減傾向等。

⁸⁶ 一定期間経過後にデフォルト率がピークを迎えること。

⁸⁷ プリペイメントリスクを含む。

か、融資対象収益物件の入居率と収支状況を踏まえた返済能力の検証を行うこととしている。

しかしながら、同部門は、返済能力の検証において、対象物件の修繕工<u>事の必要性を認識していない</u>ほか、対象物件の収支状況を重視するあまり、<u>債務者が行っている賃貸事業以外の事業に係る収支状況や、グループ</u>会社を合算した財務内容を十分に把握していない。

こうした中、アパートローンについて、融資実行後1年程度で貸付条件の変更(元本据置)に応じている事例が認められる。

➤ 審査部門が、アパートローンについて、債務者(アパート経営者)が不動産会社との間で締結しているサブリース契約に伴うリスクを十分に認識していない等の事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「信用リスク管理規程」において、審査部門を信用リスク管理の所管部署としている。

こうした中、アパートローンの管理について、以下のような問題点が認められる。

1. 与信管理

審査部門は、アパートローンについて、債務者(アパート経営者)が不動産会社との間で締結しているサブリース契約に伴うリスク⁸⁸を十分に認識していない。

このため、同部門は、アパートローンの与信審査時に、サブリース契約の内容を確認するにとどまり、<u>与信実行後の与信管理において、サブリー</u> <u>ス契約に基づく収入状況を確認することとしておらず</u>、アパートローンの与信管理は不十分なものとなっている。

2. ランクダウン先に対する原因分析

審査部門は、アパートローンの貸付期間が長期間であるのに対して、債務者区分の正常先からのランクダウンが、融資実行後数年の間に最も多く発生していることなどを把握している。

しかしながら、<u>同部門は、個別のランクダウン先について、ランクダウンの原因分析を行っておらず</u>、アパートローンの与信審査が適切なものであったかどうかの検証は不十分なものとなっている。

⁸⁸ 不動産会社は、アパートの賃貸状況によって債務者へ支払う借上賃料を減額する場合があり、こうした場合には、債務者の債務償還能力に影響が生じることとなる。

④【信用格付】

▶ 与信管理部門が、審査部門に対して、黒字化見込みなど将来予測に基づいて信用格付を付与した債務者について、実績との乖離状況を検証するよう指示していない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「信用格付規則」を策定し、審査部門に信用格付の妥当性を 検証させるほか、与信管理部門に信用格付の運用状況をモニタリングさせ ることとしている。

しかしながら、<u>与信管理部門は、審査部門に対して、黒字化見込みなど</u> 将来予測に基づいて信用格付を付与した債務者について、実績との乖離状 況を検証するよう指示していない。

こうした中、「来期黒字化見込み」を根拠として「正常先相当」の信用格付を付与した債務者について、その後、実際には赤字になったことが判明しているにもかかわらず、審査部門が、実績を踏まえた信用格付の見直しを検討していない事例が認められる。

⑤【クレジット・リミット】

▶ リスク管理委員会が、与信限度額を設定するに当たり、信用格付、未保 全額及び与信限度額の当行の自己資本や期間損益に対する割合を勘案して いない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、「信用リスク管理規程」を策定し、同一債務者・グループに係る与信集中リスクを管理することを目的として、リスク管理委員会に、単体又はグループで与信額が一定額以上となる債務者の対応方針を協議させることとしているほか、単体又はグループで与信額が一定額を超過する債務者については、同委員会に与信限度額を個別に設定させることとしている。

しかしながら、<u>同委員会は、これらの債務者に係る与信限度額を設定するに当たり、信用格付、未保全額及び与信限度額の当行の自己資本や期間</u> 損益に対する割合を勘案していない。

Ⅷ. 資産査定管理態勢

◆ 評 定 事 例

→ 理事会が、内部監査部門に、これまで実施した自己査定の問題点等について、再発防止の観点から営業店に対する指導を行わせるとともに、審査部門と査定上の留意点を共有させるなど、自己査定の正確性を確保するため、強固な資産査定管理態勢を構築している等の事例【評定: A】

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【リスク特件】

当金融機関の大口与信比率は、業態平均をやや上回る水準にあり、正確な自己査定や償却・引当が実施されない場合には、経営に相応の影響を与えるおそれがある。

【検査結果】

理事会は、「資産自己査定要領」を策定し、債権等については、営業店に 一次査定を、審査部門に二次査定を実施させ、内部監査部門において査定 結果の妥当性を検証させた上で、理事会に報告させることとしている。

また、理事会は、内部監査部門に、これまで実施した自己査定の問題点 等について、再発防止の観点から営業店に対する指導を行わせるととも に、審査部門と査定上の留意点を共有させるなど、自己査定の正確性を確 保するための態勢整備を図っている。

さらに、<u>経営会議は、審査部門及び融資部門から大口信用供与先等の業</u> <u>況に係るモニタリング結果の報告を受け、両部門に対して、個別債務者に</u> <u>係る債務者区分のランクダウンの検討や査定上の留意事項の作成・共有を</u> 指示している。

こうした中、今回検査における債務者区分の変更や要追加償却・引当額 は僅少であり、現状において、健全性等に影響を与えるような問題点は認 められず、当金融機関の規模・特性に照らして強固な資産査定管理態勢が 構築されている。

【評定結果】

- ① 大口与信先の業況をモニタリングし、自己査定の向上に積極的に取り組むなど、経営陣等によるPDCAサイクルが機能しており、強固な資産査定管理態勢が構築されていること。
- ② 要追加償却・引当額の乖離は認められるものの僅少であり、健全性等に与える影響は認められないこと。
- ③ 前回検査指摘事項89については、適切に改善が図られており、前回検

^{89 「}実態バランスの把握が不十分である」との指摘等。

査と比較して、債務者区分の変更率や要追加償却・引当額の乖離率 は、大幅に改善していること。

以上、総合的に勘案し、「A」評定が適当。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

Ⅲ.自己査定結果の正確性及び償却・引当結果の適切性

- ①【自己査定結果の正確性】
- ▶ 資産査定管理部門が、「自己査定マニュアル」において、実際のキャッシュ・フローによる債務償還能力を勘案して債務者区分を判定するよう定めていない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

資産査定管理部門は、「自己査定マニュアル」を策定し、債務者区分の判定における重要なポイントとして債務償還能力等を挙げるとともに、形式的な財務内容のみでもって債務者区分を判定することなく、債務者の実態を十分に調査した上で債務者区分を判定することとしており、正常先・要注意先・破綻懸念先の法人債務者の自己査定に当たっては、当行独自の基準を基に債務償還能力を判定することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、同マニュアルにおいて、実際のキャッシュ・フローによる債務者の債務</u>償還能力を勘案して債務者区分を判定するよう 定めていない。

このため、今回検査において検証したところ、返済可能であるとして正常先に区分した債務者について、業況悪化により長期債務の年間約定返済金額を上回るキャッシュ・フローを確保できておらず、下位の債務者区分への変更が必要な事例が認められる。

▶ 融資部門が、赤字解消の根拠を明確にしないまま、外部格付に依存した 債務者区分の判定を行っている等の事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

資産査定管理部門は、「自己査定マニュアル」を策定し、赤字となっている債務者であっても、次期決算期には赤字が解消する根拠が試算表等により確認できる場合には、債務者区分を正常先とすることができる旨を定めている。

しかしながら、<u>融資部門は、赤字解消の根拠を明確にしないまま、外部格付に依存した債務者区分の判定を行っている</u>ほか、<u>試算表を適時適切な</u>実態把握のために十分に活用していない。

このため、営業赤字や経常赤字等を連続して発生させ、業況の改善見通

しが不透明となっている債務者について、外部格付が投資適格であることをもって債務者区分を正常先にとどめている事例や、試算表で赤字幅拡大等の事象が判明している債務者について、赤字を一過性とみなして債務者区分を正常先にとどめている事例が認められる。

▶ 資産査定管理部門及び営業店が、経営改善計画の計画値と実績値との乖離状況の評価を十分に行っていない等の事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

資産査定管理部門は、「自己査定マニュアル」を策定し、実質債務超過状態の債務者を原則として破綻懸念先としている一方で、破綻懸念先に該当する債務者であっても、経営改善計画が策定されている債務者については、計画期間が原則として概ね5年以内で実現可能性も高いなどの場合には、要注意先と判断しても差し支えないとしている。

しかしながら、<u>同部門及び営業店は、同計画の計画値と実績値との乖離</u> <u>状況の評価を十分に行っていない</u>ほか、<u>実質債務超過の解消に要する期間</u> について、客観的根拠に基づく検証を十分に行っていない。

このため、同計画が策定されている実質債務超過状態の債務者について、足下の業況も赤字が続き、実質債務超過の解消のめどが立たない状況で、スポンサー候補も支援を白紙撤回しているにもかかわらず、要注意先にとどめられている事例が認められる。

▶ 資産査定管理部門が、営業店に対して、債務者の債務償還能力を算定する際に、代表者等の役員報酬をキャッシュ・フローに加味する場合には、過去の実績や今後の見込みに係る根拠を確認するよう指示していない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

資産査定管理部門は、「自己査定マニュアル」を策定し、営業店に一次査 定を行わせ、自ら二次査定を行うこととしているほか、債務者区分を総合 的に判定するため、債務者の債務償還能力を把握することとしている。

しかしながら、<u>営業店は</u>、一部の融資先について、<u>債務者の実態を踏まえたキャッシュ・フローの分析・検討を行っておらず</u>、また、<u>同部門も、</u>営業店に対して、債務者の債務償還能力を算定する際に、代表者等の役員

報酬をキャッシュ・フローに加味する場合には、過去の実績や今後の見込 みに係る根拠を確認するよう指示していない。

こうした中、今回検査において検証したところ、債務者の債務償還能力 を算定する際に、代表者の役員報酬をキャッシュ・フローに過大に算入し ている事例が認められる。

▶ 融資部門が、自己査定の実施方法や債務者区分の判定基準等について、営業店に対する指示・指導を十分に行っていないほか、二次査定部署としての牽制機能も十分に発揮していない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、「自己査定基準」を策定し、資産査定管理部門を資産査定管理の統括部署とし、営業店に一次査定を、融資部門に二次査定を実施させることとしている。

しかしながら、<u>融資部門は、自己査定の実施方法や債務者区分の判定基準等について、営業店に対する指示・指導を十分に行っていないほか、二次</u>査定部署としての牽制機能も十分に発揮していない。

このため、営業店が債務者区分の判定を適切に行っていないにもかかわらず、同部門が看過している以下のような事例が認められる。

1. 赤字先の債務者区分

毎期赤字を計上し一過性の赤字とは認められない債務者について、赤字の原因分析を的確に行わないまま、<u>債務者の預金残高等を踏まえれ</u>ば、回収に懸念はないとして、正常先にとどめている事例。

2. 債務償還能力の検討

不動産賃貸業の債務者について、<u>キャッシュ・フローの算出の際に、</u> 大規模修繕等を想定した再投資に要する金額を控除しておらず、債務償 還能力の検討が不十分なまま、正常先にとどめている事例。

3. 合実計画90の妥当性

合実計画を策定している債務者について、<u>同計画に対する実績が大幅</u>な未達となっているにもかかわらず、単に同計画を策定して履行中であることをもって、その他要注意先にとどめている事例。

_

^{90 「}合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」。

▶ リスク管理委員会が、突発破綻の事例について、債務者の十分な実態把握に基づく正確な資産査定等が行われていたかどうかといった観点から検証を行っていない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

リスク管理委員会は、審査部門より、融資事故における問題点や原因等について、報告を受けることとしている。

しかしながら、<u>同委員会は</u>、1年前には正常先あるいは要注意先であった債務者が実質破綻先以下ヘランクダウン(以下、「突発破綻」という。) した事例について、<u>債務者の十分な実態把握に基づく正確な資産査定等が</u>行われていたかどうかといった観点から検証を行っていない。

こうした中、今回検査において検証したところ、要注意先からの突発破綻の件数や、正常先からの突発破綻に係る与信額などが前年度から増加に転じている状況が認められるが、同委員会はこのような状況を把握していない。

②【償却・引当結果の適切性】

▶ 資産査定管理部門及び審査部門が、過去に設定した貸倒引当金が十分な水準であったかどうかを事後的に貸倒実績額と比較して検証するバック・テスティングを実施していない等の事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、「償却・引当基準」を策定し、資産査定管理部門を償却・引当態勢の所管部署、審査部門を一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の算定部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 貸倒引当金の十分性の検証

資産査定管理部門及び審査部門は、過去に設定した貸倒引当金が十分 な水準であったかどうかを事後的に貸倒実績額と比較して検証するバッ ク・テスティングを実施していない。

2. DCF法91による貸倒引当金

_

⁹¹ Discounted Cash Flow 法:債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の

審査部門は、「償却・引当マニュアル」を策定し、要管理先で与信額が一定額以上の先については、DCF法により一般貸倒引当金を算定することとしている。

こうした中、<u>同部門は</u>、DCF法による算定を適切に行っておらず、 <u>DCF法において、残存債権に適用するデフォルト率やキャッシュ・フローの割引に用いる実効金利を誤っている</u>ことから、引当不足が認められる。

帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及 び利息の受取が見込まれるときから当期末までの時間にわたり、債権の発生又は取得当初の割引率で割 り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法。

IX. 市場リスク管理態勢

◆ 評 定 事 例

▶ 市場部門が、CMBSのマスターレッシーやテナントの信用力等のリスク、マネージド型CDOの重要なリスクであるマネージャーリスク、といった各証券化商品の固有のリスク特性に応じたモニタリングを行っていない等の事例【評定:B(平均的なB)】

【業態等】

地域銀行、大中規模

【リスク特性】

中期経営計画において、有価証券運用力の強化とリスクテイクの拡大を 図ることとしている中、複雑な証券化商品については、リーマンショック での損失を踏まえ、残高を削減しており、経営に与える影響は大きくな い。

【検査結果】

取締役会は、「市場リスク管理規程」を策定し、市場部門を市場取引の実施に係る所管部署(フロント部署)、市場リスク管理部門をフロント部署によるポジション・損益等の把握や市場リスク限度の遵守状況のチェック等を行う所管部署(ミドル部署)としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 証券化商品のモニタリング態勢

市場部門は、「市場リスク管理規程」において、証券化商品について、外部機関の格付や市況・価格変動のモニタリング、裏付資産の分析を行うこととされている。

しかしながら、同部門は、CMBS⁹²のマスターレッシー⁹³やテナントの信用力等のリスク、マネージド型CDO⁹⁴の重要なリスクであるマネージャーリスク、といった各証券化商品の固有のリスク特性に応じたモニタリングを行っていない。

2. 市場VaRバック・テスティングの実施・検証態勢

市場リスク管理部門は、「市場リスク管理要領」を策定し、市場VaRのバック・テスティングを半期ごとに実施することとしている。

しかしながら、同部門は、同要領において、当該バック・テスティン

⁹² Commercial Mortgage Backed Securities:商業用不動産ローン担保証券と呼ばれる資産担保証券の一種。ホテル、オフィスビルなどの商業用不動産融資をひとまとめにし、それを担保に証券化した商品。

⁹³ 不動産の所有者から当該不動産を一括して借受け、他の第三者(テナント)に転貸する者。

 $^{^{94}}$ Collateralized Debt Obligation : 社債や貸出債権(ローン)などから構成される資産を担保として発行される資産担保証券の一種。

グに係る実施頻度や実施方法等について定めているものの、<u>当該バック・テスティングの実績値が市場VaR計測値を超過した場合にどのような方法でその要因を確認していくのか等については定めていない。</u>

このため、「円建資産負債」に係る当該バック・テスティングにおいて 超過が繰り返し発生したことについて、要因の確認が行われていない実 態が認められる。

【評定結果】

- ① 経営陣により当行の規模・特性を踏まえた十分な市場リスク管理態勢が構築されているものの、証券化商品のモニタリング態勢及び市場 VaRバック・テスティングの検証態勢等について、管理者レベルの弱点が認められること。
- ② 一方、証券化商品の残高は減少しており、今回認められた弱点が健全性等に与える影響は限定的であること。
- ③ ストレス・テストについては、積極的に規程の整備等、管理態勢の 改善を図ってきており、今回検査指摘事項についても、自主的な改善 が期待できること。
- 以上、総合的に勘案し、「B(平均的なB)」評定が適当。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

I. 経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

- 2. 内部規程・組織体制の整備
- ②【限度枠の適切な設定】
- 理事会が、アラーム・ポイントに抵触した銘柄について、個別銘柄ごとに損失拡大を防止する観点からの協議等を行っていない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

理事会は、「市場リスク管理規程」を策定し、アラーム・ポイントに抵触 した銘柄について、対応方針を協議し決定することとしている。

しかしながら、<u>理事会は</u>、アラーム・ポイント抵触銘柄の評価損の状況 について報告を受けるにとどまり、<u>個別銘柄ごとに損失拡大を防止する観</u> 点からの協議等を行っていない。

こうした中、アラーム・ポイント抵触銘柄について、対応方針の協議が 行われることなく継続保有された結果、多額の損失が発生している事例が 認められる。

Ⅱ. 管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

- 2. 市場リスク管理部門の役割・責任
- (1) 市場リスクの特定・評価
- ①【市場リスクの特定】
- ▶ リスク管理委員会及び市場リスク管理部門が、新商品を購入する際に、市場部門から、価格変動リスクがあるとの報告を受けているにもかかわらず、新商品購入後の管理について、十分な検討を行っていない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

市場部門は、過去に購入実績がない商品等に投資する場合、事前に内在するリスクを特定し、市場リスク管理部門へ報告、協議を行い、必要に応じてリスク管理委員会において検討した上で、購入することとしている。

しかしながら、同委員会及び市場リスク管理部門は、新たにクレジッ

ト・リンク債を購入する際に、市場部門から、価格変動リスクがあり、適切な管理が必要との報告⁹⁵を受けているにもかかわらず、参照組織等のCDSスプレッドの把握や財務情報等のモニタリングなど、<u>新商品購入後の管</u>理について、十分な検討を行っていない。

皿. 個別の問題点

- 2. 資産・負債運営
- (1) 方針等の策定及び体制
- ①【戦略目標等の策定】
- ➤ ALM委員会が、自己資本に対する金利上昇リスクが増加している実態が認められる中、円金利 100BP上昇による金利リスク量について、市場リスク管理部門から報告を受けているものの、当行の財務状況に応じた金利リスク量の適正な水準については検討を行っていない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

ALM委員会は、「市場リスク管理規程」に基づき、統合的なリスクのモニタリング・評価を行い、状況に応じたリスク・コントロールの方策や運用戦略等について検討を行うこととしている。

こうした中、市場部門による内国債券への投資が増加し、また、内国債券の平均残存年数が高止まっていること等から、<u>当行は金利上昇の影響を受けやすくなっており、自己資本に対する金利上昇リスクも増加している</u>実態が認められる。

しかしながら、同委員会は、円金利 100BP上昇による金利リスク量について、市場リスク管理部門から報告を受けているものの、当行の財務状況に応じた金利リスク量の適正な水準については検討を行っておらず、金利リスクの管理態勢は不十分なものとなっている。

⁹⁵ クレジット・リンク債の時価は、参照組織等のCDSスプレッドの変動により大きな影響を受けることから、CDSスプレッドやその変動要因である参照組織等の情報について定期的な把握が必要との報告。

- 5. 外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合
- ②【市場リスク計測モデルの適正性】
- ▶ 市場リスク管理部門が、コア預金の対象とする流動性預金について、科目別や属性別の残高が安定的に推移しているかどうかを分析しておらず、コア預金としての適格性を十分に検証していない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

市場リスク管理部門は、金利リスク量の計測に当たって、コア預金⁹⁶の内部モデルを導入しており、これに伴うリスク量削減効果によって、経済資本を債券ポートフォリオ戦略に最大限活用していくこととしている。

しかしながら、同部門は、コア預金の対象とする流動性預金⁹⁷について、 科目別や属性別の残高が安定的に推移しているかどうかを分析しておらず、コア預金としての適格性を十分に検証していない。

0.0

⁹⁶ 明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金。

⁹⁷ 流動性預金の対象となる科目を、当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金及び納税準備 預金としている。

X. 流動性リスク管理態勢

◆ 評 定 事 例

➢ 流動性リスク管理部門が、市場環境により満期が変動する中長期投資を 行うための外貨調達において、投資商品の特性を踏まえた検討を十分に行 っていない等の事例【評定:B(Aに近いB)】

【業熊等】

主要行等及び外国銀行支店

【リスク特性】

欧州債務問題等を背景とした外貨流動性確保に要するコストの上昇や、 バーゼルⅢをはじめとした規制強化の動き等を踏まえると、流動性リスク 管理の重要性は高い。こうした中、当行においては、外貨預貸ギャップが さらに拡大する見通しとなっていることから、流動性リスクが顕在化する 可能性は相応にあり、顕在化した場合に経営等に与える影響も大きい。

【検査結果】

流動性リスク管理部門は、資金流動性リスクの管理指標のモニタリング 等を行うほか、グローバルビジネスの拡大により、外貨預貸ギャップが拡 大することを想定し、中長期円投調達を推進するなど、外貨バランスシー トの安定性を高める取組を行うこととしている。

しかしながら、同部門は、市場環境により満期が変動する中長期投資を 行うための外貨調達において、投資商品の特性を踏まえた検討を十分に行 っていないほか、子会社への外貨建て出資について、長期性資金であるこ とを踏まえた管理を行っていない98。

【評定結果】

- ① 資金流動性リスクの管理指標を設定し、適切に遵守状況をモニタリ ングしているほか、外貨バランスシートの安定性を高める取組を行っ ているなど、経営陣により当行の規模・特性を踏まえた十分な流動性 リスク管理態勢が構築されていること。
- ② 今回検査において、管理者レベルの弱点が認められるものの、資金 繰り等に重大な影響を及ぼすものではないこと。
- ③ 前回検査指摘事項⁹⁹については、適切に改善が図られており、今回指 摘された弱点についても、自主的な改善が期待できること。
- 以上、総合的に勘案し、「B(Aに近いB)」評定が適当。

⁹⁸ 当行は、外貨建てによる子会社への出資について、出資ごとではなく全体の過不足に応じた資金管理 を行っている。

^{🤋 「}流動性リスク管理部門は、流動性リスクシナリオにおいて、リスク項目の網羅性の検討が不足して いることから、マーケット変動時に起こりうるデリバティブの差入れ担保の増加を考慮していない」と の指摘等。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

Ⅱ. 各管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

- 1. 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者の役割・ 責任
- ②【流動性リスク管理規程の内容】

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

流動性リスク管理部門は、「流動性リスク管理マニュアル」を策定し、年 1回、資金繰り危機時における現金輸送訓練を実施して、その結果をリス ク管理委員会に報告することとしているほか、同マニュアルにおいて、資 金繰り危機時における営業店への現金供給体制を定めている。

しかしながら、<u>同部門は、同マニュアルにおいて、資金繰り危機時における現金調達として</u>、「日本銀行から現金調達」と記載するのみで、<u>具体的</u>な調達手順を定めていない。

また、<u>同部門は</u>、同マニュアルに基づき、年1回、現金調達事務を行う 資金母店への臨店事務指導を行うこととしているものの、対象を日本銀行 に当座勘定を持つ支店としており、<u>同勘定を持たずに現金調達事務を行っ</u> ている支店については、臨店事務指導の対象外となっている。

Ⅲ. 個別の問題点

- 2. A L M委員会等の役割・責任
- ①【流動性戦略等の策定】
- ➢ 流動性リスク管理委員会が、資金調達状況が悪化した際に、主要な調達 先となる本社グループの流動性の把握を行っていないほか、対応策につい ての協議も行っていない等の事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

経営会議は、「流動性リスク規程」を策定し、流動性リスク管理委員会に、流動性リスクの現状及び将来のリスク回避手段についての協議を行わせることとしているほか、流動性リスク管理部門に資金繰りの管理を行わせることとしている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 流動性リスクの把握及び対応

流動性リスク管理委員会は、当行において資金調達状況が悪化した際 に、主要な調達先となる本社グループの流動性の把握を行っていないほ か、対応策についての協議も行っていない。

また、<u>同委員会は、当行として流動性リスクの管理を行うための資金</u> ギャップ枠の設定を行っていない。

2. 流動性危機時の対応策

経営会議は、流動性危機時の対応について、「コンティンジェンシー・プラン」を策定し、市場危機、本社グループの危機及び取引先企業の支払不履行という3つのシナリオを踏まえた対応策を規定している。

こうした中、<u>流動性リスク管理委員会は、流動性危機時に適切な対応を行うためには、流動性の逼迫状況について的確に把握しておく必要があるにもかかわらず、逼迫度区分やその判定基準等100を定めていない。</u>

_

¹⁰⁰ モニタリングの頻度及び報告先を含む。

XI. オペレーショナル・リスク管理態勢

◆ 評 定 事 例

▶ 事務統括部門が、事務事故が発生した営業店以外の営業店に対して、再 発防止策を実施するよう指示していない等の事例【評定:B(Cに近い B)】

【業態等】

地域銀行、中小規模

【リスク特性】

リテールマーケットに積極的に進出し、多数の顧客に対して投資信託や 保険商品を販売しているほか、インターネット・バンキングやクラウド・ システムの導入を図っていることから、事務ミスやシステム障害が発生し た場合、顧客に相応の影響を与えるおそれがある。

【検査結果】

経営会議は、「オペレーショナル・リスク管理規程」を策定し、経営企画 部門をオペレーショナル・リスク管理の統括部署、事務統括部門を事務リ スク管理及びシステムリスク管理の所管部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

1. 事務リスク管理態勢

事務統括部門は、営業店において、預金入金票の代筆による誤記入を 原因とする事務事故が発生したことから、全営業店に当該事例の周知を 図り、代筆禁止を徹底したとしている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、事務事故が発生した営業店に対しては、再発防止策を策定し、それを実施するよう指示しているものの、<u>当該営業店以外の営業店に対しては、単に事例の周知を図るにとどまり、再発防</u>止策を実施するよう指示していない。

こうした中、その後も、複数の営業店において、同様の事務事故が発生している実態が認められる。

2. システムリスク管理態勢

(1) システムリスクの認識と管理態勢

経営企画部門は、「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、 システムリスク管理の状況について事務統括部門から報告を受けた上 で、リスク管理会議に報告することとしている。

しかしながら、<u>事務統括部門は、経営企画部門に対するシステムリスク管理の状況報告を</u>、基幹系システムについては行っている一方で、<u>分散系システムについては行っていない</u>。また、<u>経営企画部門は</u>、同会議に対するシステムリスク管理の状況報告を、分散系システ

<u>ムのみならず、基幹系システムについても行っていない</u>。さらに、<u>同会議も、経営企画部門に対して報告を求めておらず、システムリスクを適切に評価・判断できる情報を入手していない。</u>

こうした中、事務統括部門は、インターネット・バンキングのセキュリティ強化のための取組や、PC及びサーバーに係るサポートが切れることについての具体的な検討を行っておらず、また、同会議や経営企画部門も、適時適切な措置が講じられていないことを把握していない。

(2) 危機管理態勢

- ① <u>経営企画部門及び事務統括部門は</u>、クラウド・システムを本格稼動させるに当たって、<u>クラウド・システム事業者において大規模システム障害等が発生した場合におけるコンティンジェンシー・プランを策定していない。</u>
- ② 事務統括部門は、リスクシナリオ別対応策を作成し、システム障害が発生した場合や自行センターが被災した場合における代替手段や復旧手段を定めることとしている。

しかしながら、システム障害発生時のリスクシナリオについて、 顧客へのサービス提供に直接影響を及ぼす業務に係る復旧目標時間 が定められていない事例や、自行センター被災時のリスクシナリオ について、口座振替データ作成等の優先業務に係る代替手段及び復 旧手段が定められていない事例が認められる。

【評定結果】

- ① 経営陣により当行の規模・特性を踏まえた概ね十分なオペレーショナル・リスク管理態勢が構築されているものの、事務リスク管理については、事務事故の再発防止に係る管理者レベルの弱点が認められ、システムリスク管理については、経営陣レベル及び管理者レベルの問題が認められること。
- ② 当行においては、これまで重大なシステム障害は発生していないものの、仮にシステムリスクが顕在化した場合には、健全性等に重大な影響を及ぼす懸念があること。
- ③ 前回検査指摘事項¹⁰¹については、概ね改善が図られていることから、自主的な改善が期待できるものの、一部において改善の取組が十分ではないことから、注視する必要があること。
- 以上、総合的に勘案し、「B(Cに近いB)」評定が適当。

¹⁰¹ 「事務統括部門は、営業店において為替手数料の誤徴求が多数発生しているにもかかわらず、通達により事務取扱の徹底を指導するにとどまり、改善策を策定していない」との指摘等。

◇ 個 別 事 例(指 摘・評 価 事 例)

《事務リスク管理態勢》

- Ⅰ. 経営陣による事務リスク管理態勢の整備・確立状況
- 2. 内部規程・組織体制の整備
- ⑦【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】
- ⇒ 常務会が、事務リスク管理部門に対して、営業店に対する内部事務管理 に係る検証手法における問題点の洗出しを指示していない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、小規模

【検査結果】

常務会は、内部監査部門による内部監査により判明した問題点について、事務リスク管理部門に対して、原因の分析や改善策の策定を行うよう指示することとしている。

しかしながら、<u>常務会は</u>、内部監査部門から店内検査が実効性に欠けており、営業店に対する内部事務管理に係る検証手法を見直す必要があるとの報告を受けているにもかかわらず、<u>事務リスク管理部門に対して、検証</u>手法における問題点の洗出しを指示していない。

こうした中、今回検査において検証したところ、営業店において、渉外 担当の管理する未処理案件の点検が漏れている事例が認められる。

- 3. 評価・改善活動
- (2) 改善活動
- ①【改善の実施】
- ▶ 取締役会が、利息の誤徴求事案が継続的に発覚している状況を踏まえ、その根絶に向けた対応が求められるにもかかわらず、営業推進部門に対して、 点検体制の強化や点検スケジュールの見直しなど、抜本的な取組を行うよう 指示していない事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

取締役会は、過去に発生した住宅ローンの利息誤徴求事案¹⁰²(以下、「誤 徴求事案」という。)を受け、改善・対応策を実施している。

また、住宅ローンの所管部署である営業推進部門は、過去に発生し未だ

¹⁰² 過去営業店において住宅ローンに係る適用金利が相違している事例が発覚し、その後同様の事例が多数発生していることが判明した事案。

発覚していない誤徴求事案に対応するため、全営業店を対象とした営業店 長による一斉点検を実施した結果、多数の過去の誤徴求事案が発覚してい る。

さらに、同部門は、その後一斉点検時の点検漏れによる過去の誤徴求事 案が発覚したため、再点検を実施しているものの、再点検先が限定的¹⁰³で あったため、その後も継続的に過去の誤徴求事案が発覚している。

こうした中、<u>取締役会は</u>、誤徴求事案の最初の発覚から数年経過して、 なお誤徴求事案の発覚が止まらない状況にあることなどを踏まえ、その根 絶に向けた対応が求められるにもかかわらず、営業推進部門に対して、点 検体制の強化や点検スケジュールの見直しなど、抜本的な取組を行うよう 指示していない。

Ⅱ. 管理者による事務リスク管理態勢の整備・確立状況

- 2. 事務リスク管理部門の役割・責任
- (1)【事務統括部門の役割・責任】
- ▶ 事務リスク管理部門が、本部各部署に対して、期中に発出した事務連絡 のうち、必要なものについて、諸規程の改正を的確に行うよう指示してい ない等の事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

取締役会は、「事務リスク管理規程」を策定し、事務リスク管理部門を事務リスク管理の所管部署としている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

・ 事務リスク管理部門は、「事務リスク管理規程」において、本部各部署 に、期中に発出した事務連絡について、諸規程への組入れの要否を期末 に判断させた上で、必要なものについては諸規程の改正を行わせること とされている。

しかしながら、<u>同部門は、本部各部署に対して、諸規程の改正を的確</u> <u>に行うよう指示していない</u>。

・ 事務リスク管理部門は、本部各部署が発出する事務連絡について、内 部監査部門より、「誰に読ませたい文書であるかを明確にした上で、ポイ ントを絞り、分かりやすい文書にする必要がある」旨の指摘を受けてい る。

¹⁰³ 個人ローン関連の事務ミスが多い営業店のみを対象としたサンプリングによる点検。

しかしながら、<u>事務リスク管理部門は、内部監査部門の指摘を踏まえて、例えば、本部各部署に対して、どの規程のどの条文に係る改善対応</u>策なのかを事務連絡に明記するよう指示していないなど、営業店にとって分かりやすい内容とする取組を行っていない。

▶ 事務リスク管理部門が、顧客に影響を与えた事務ミスについての集計・ 分析を行っていない等の事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、事務ミスの発生件数の推移等を集計するとともに、当行への影響が大きい事務ミスについて分析を行い、これらの結果を 事務リスク管理委員会に報告することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、顧客に影響を与えた事務ミスについての集計・分析を行っておらず</u>、また、<u>同委員会も、同部門に対して、そうした</u>集計・分析を行うよう指示していない。

こうした中、顧客に影響を与える事務ミスが繰り返し発生している実態が認められる。

▶ 事務リスク管理部門が、事務ミスに係る報告対象を、「顧客取引に関連した事務ミス」に限定しており、事務ミス全般について把握することとしていない等の事例

【業態等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、「事務リスク管理規程」を策定し、営業店で発生した事務ミスについて、「事務ミス発生報告書」による報告を受けるとともに、報告を踏まえた再発防止策を検討し、事務品質の維持・向上及び事務リスクの極小化を図ることとしている。

しかしながら、<u>同部門は、同報告書による報告対象を、「顧客取引に関連した事務ミス」に限定しており、事務ミス全般について把握することとしていない。</u>

また、<u>同部門は</u>、事務ミスの発生に伴って、<u>営業店が苦情報告書や顛末</u> 書¹⁰⁴を各所管部署に別途提出する場合に、「事務ミス発生報告書」による報 告が併せて必要となるかどうかを明確にしていない。

こうした中、営業店において発生した事務ミスが同部門に報告されていない事例が認められる。

(2)【事務指導部門の役割・責任】

▶ 事務リスク管理部門が、「臨店指導点検表」の作成に当たり、重点的に点検・指導すべき項目は何かという観点から、内部監査結果の分析を行っていない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、内部監査結果を踏まえ、「臨店指導点検表」を作成した上で、営業店への臨店指導を行い、改善状況の検証を行うこととしている。

しかしながら、<u>同部門は、同点検表の作成に当たり、重点的に点検・指導すべき項目は何かという観点から、内部監査結果の分析を行っていない。</u>

こうした中、内部監査部門が高リスクと判断している項目のうち、融資に係る契約書の記載不備や不適切な担保提供確認といった、営業店で指摘されている項目が、同点検表における点検項目とされていない実態が認められる。

▶ 事務リスク管理部門が、事務点検の対象者としている全職員の定義を明確にしておらず、パート職員等に対する事務点検を行うよう指示を徹底していない事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、中規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、「事務リスク管理規程」に基づき、本部及び営業店の全職員を対象として、連続休暇中に事務点検を行うこととしている。

しかしながら、同部門は、事務点検の対象者としている全職員の定義を

¹⁰⁴ 営業店が事務の粗漏などを起こした場合、各所管部署が事案の重大性に応じて、任意に徴求しているもの。

<u>明確にしておらず、パート職員及び契約職員についても事務点検を行うよ</u> う指示を徹底していない。

このため、一部のパート職員等について、連続休暇中の事務点検が実施されていない事例が認められる。

皿. 個別の問題点

- 2. 市場取引の事務管理態勢
- (1)【厳正な事務処理】
- ▶ 事務リスク管理部門が、部内検査において、市場取引時の会話に係る録 音内容の確認を、一部の取引担当者に対して、数年以上実施していない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

事務リスク管理部門は、市場部門への牽制状況も含めた部内検査を実施した上で、その結果を内部監査部門に対して報告することとしている。

こうした中、<u>事務リスク管理部門は、部内検査において、市場取引時の</u>担当者の会話について、録音内容を確認することにより、約定内容との間に相違がないかどうかを検証することとしているにもかかわらず、一部の取引担当者に対して、数年以上、検証を実施していない事例が認められる。

《システムリスク管理態勢》

Ⅰ. 経営陣によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況

- 1. 方針の策定
- ①【取締役の役割・責任】
- → 理事会が、システムリスク管理部門に対して、「システムリスクの総点検」の結果についての報告を求めていないほか、外部委託先に対して、同様の点検を実施するよう要請していない事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

理事会は、「システムリスク管理方針」を策定し、システムリスク管理部門をシステム開発・管理全般を担当する所管部署としている。

こうした中、<u>理事会は、同部門に対して、当局の要請に基づいて実施した「システムリスクの総点検」¹⁰⁵の結果についての報告を求めていないほか、基幹系システム開発の外部委託先に対して、同様の点検を実施するよう要請していない。</u>

Ⅱ.管理者によるシステムリスク管理態勢の整備・確立状況

- 2. システムリスク管理部門の役割・責任
- (1)【システムリスクの認識・評価】
- ▶ システムリスク管理部門が、ホストシステムに係るリスクの洗出しや評価 を、預金、為替、融資などの機能別には行っていない等の事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、「システムリスク管理規程」を策定し、ホストシステム及びサブシステムを対象として、年1回、システムリスクのRCSA¹⁰⁶を実施することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、ホストシステム¹⁰⁷に係るリスクの洗出しや評価を</u>、システム全体を対象として行っているものの、<u>預金、為替、融資な</u>

¹⁰⁵ 23 年 7 月 8 日、金融庁が、預金等受入金融機関等に対して、その使用するシステムについて、自己 点検を行い、その結果を同庁に対して提出するよう、関係金融団体等を通じて要請したもの。

¹⁰⁶ Risk Control Self-Assessment:リスクなどの洗出しや評価などを行うこと。

¹⁰⁷ 当行は、複数の金融機関の間で、基幹系システムの共同化を図っている。

どの機能別には行っていない。

また、<u>同部門は、一部のサブシステムについては、ホストシステムと同様に大量の顧客情報が保管されているにもかかわらず、データベースの改</u>ざんなどを想定したリスクの洗出しや評価を行っていない。

さらに、同部門は、本部各部署が管理するEUC¹⁰⁸については、RCSAの対象外として、<u>リスクの洗出しや評価を行っておらず</u>、本部各部署が管理するEUCのうち個人情報を保管しているEUCにおいて、アクセス管理が行われていないにもかかわらず、是正を求めていない。

→ システムリスク管理部門が、顧客管理システムについて、コンピュータの 不正使用により損失を被るリスクが認められるにもかかわらず、RCSAの 対象としていない事例

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

システムリスク管理部門は、「システムリスク管理規程」において、システムリスクの発生頻度及び業務への影響に係るRCSAを行うこととされている。

こうした中、同部門は、「システムリスクに係るRCSA実施手順書」を 策定し、RCSAの対象システムを、基幹系システム、市場系システム及 び情報系システム¹⁰⁹と定めている。

しかしながら、<u>同部門は、顧客管理システム¹¹⁰について、コンピュータの不正使用により損失を被るリスク¹¹¹が認められるにもかかわらず、RCSAの対象としていない。</u>

¹⁰⁸ End User Computing:ホストシステム及びサブシステム以外のシステムのこと。本部各部署が所管業務に係るEUCの管理を行うこととされている。

¹⁰⁹ データ分析システム及び電子帳票システム。

¹¹⁰ 詳細な顧客データベースを用いて、苦情対応及び各種サービスの提供といった顧客への対応を一貫して管理しているシステム。

¹¹¹ 顧客情報漏えいのリスクなど。

(3)【システムリスクのコントロール及び削減】

→ システムリスク管理部門が、システムの制限値を超える取引があった場合におけるシステム面・事務面の対応策を策定していない事例

【業熊等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、1口座当たりの未記帳取引明細の保有可能 件数等のシステムの制限値に係る調査を、システム開発の外部委託先に実 施させている。

しかしながら、<u>同部門は</u>、当該調査結果を担当役員に報告するにとどまり、<u>同制限値を超える取引があった場合におけるシステム面・事務面の対</u>応策を策定していない。

Ⅲ. 個別の問題点

- 2. システム企画・開発・運用管理等
- (2) システム企画・開発態勢
- ②【開発管理】
- → システムリスク管理部門が、「システム開発基準書」において、システム開発局面ごとの具体的な管理方法を明確にしておらず、実際の管理は同部門の担当者及び各システムの所管部署任せになっている事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、「システム開発基準書」に基づき、委託先によるシステム開発を管理することとしている。

しかしながら、同部門は、同基準書において、システム開発局面ごとの 具体的な管理方法を明確にしておらず、実際の管理は同部門の担当者及び 各システムの所管部署任せになっている。

こうした中、システムの品質管理において、プログラムの規模に応じて確認すべきテストの件数や想定される障害の発生率が事前に確認されていない事例や、作業の進捗管理において、遅延の根本的な原因が解決されないまま、マスタースケジュールが繰り返し変更されている事例が認められる。

→ システムリスク管理部門が、個々の開発案件に直接携わる同部門担当者 (以下、「システム開発担当者」という。)に「統合テストケース蓄積元帳」 (以下、「元帳」という。)への登載に係る判断を任せており、必要なテストケースの元帳への登載を確保するための態勢を構築していない事例

【業熊等】

地域銀行、大中規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、前回検査の指摘¹¹²を踏まえ、過去に適用したテストケース¹¹³のうち、今後の開発においても実施が有効と判断したテストケースについては、元帳に登載し、テストケースの実施漏れ防止に取り組むこととしている。

しかしながら、<u>同部門は、テストケースを元帳へ登載するかどうかの判断をシステム開発担当者に任せており、当該判断の妥当性を第三者に検証させるなど、必要なテストケースの元帳への登載を確保するための態勢を</u>構築していない。

こうした中、システム開発の際に適用したテストケースについて、システム開発担当者が元帳への登載を要しないと判断し、後日外部委託先が開発したプログラムをリリースする際に当該テストケースが適用されなかった結果、プログラムの不備が見過ごされ、システム障害の発生に至っている事例が認められる。

- (3) システム運用態勢
- ①【職務分担の明確化】
- ▶ システムリスク管理部門が、システム運用担当者が行うべきオンライン 元帳項目の修正作業を、システム開発担当者に恒常的に行わせている事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

当行は、勘定系システムについて、自行開発する体制から、他行と共同で開発する体制に移行している。

こうした中、<u>システムリスク管理部門は</u>、システム移行後の運用体制を 十分に整備しておらず、<u>システム運用担当者が行うべきオンライン元帳項</u> <u>目の修正作業を、システム開発担当者に恒常的に行わせており</u>、システム 開発部門と運用部門との相互牽制体制は不十分なものとなっている。

^{112 「}システムリスク管理部門は、既存データに係る調査や外部委託先が作成したテストケースの検証等を十分に行っていない。」との指摘。

¹¹³ システムテストを行うための前提条件や操作方法のこと。

④【システム障害の管理】

→ システムリスク管理部門が、繰り返し発生しているシステム障害に共通する原因を踏まえた再発防止策を策定していない等の事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

当行は、基幹系システムについて、共同センターに加盟し、複数の金融機関と共同利用している。

また、システムリスク管理部門は、システム障害発生時の対応について、「システムリスク管理規程」に基づき、業務への影響度等に応じて5段階の障害レベル¹¹⁴を設け、そのレベルに応じた対応を行うこととし、障害発生後、再発防止策を策定することとしている。

こうした中、以下のような問題点が認められる。

・ <u>システムリスク管理部門は</u>、個々のシステム障害に係る再発防止策を 策定するにとどまっており、<u>繰り返し発生しているシステム障害に共通</u> する原因を踏まえた再発防止策を策定するには至っていない。

こうした中、外部委託先によるシステム設計の不備を共通の原因とする障害が繰り返し発生している実態が認められる。

・ <u>システムリスク管理部門は、障害レベルの判定に当たり、共同センターの加盟行から障害発生時における顧客影響度に係るデータを入手していない。</u>

このため、加盟行において発生した障害規模に照らして、障害レベル が過小に判定されている事例が認められる。

→ 理事会が、システム障害について、理事会に報告を行うべき障害レベル を規程等に明確に定めておらず、顧客への影響が確認された障害について の報告を受けていない事例

【業態等】

信用金庫及び信用組合、大規模

【検査結果】

理事会は、「システムリスク管理規程」を策定し、システムリスクの重要

 $^{^{114}}$ 障害レベルの大きい順から、5:システム全体に重大な支障をきたし、業務の遂行に著しい影響が生じている障害、4:加盟行の一部の業務に支障がある、又は加盟行及び顧客に影響が生じている障害、3:業務への影響が多少あり、特定の加盟行及び顧客に影響が生じている障害、2:業務への影響がないものの、データ修復等が必要な障害、1:業務への影響がない障害と分類している。

事項について、システムリスク管理部門から報告を受けることとしている。また、理事会は、コンティンジェンシー・プランを策定し、システム障害については、顧客への影響度等に応じて3段階¹¹⁵の障害レベルを設け、障害発生時の対応や再発防止に向けた対応をとることとしている。

しかしながら、<u>理事会は</u>、システム障害について、<u>理事会に報告を行う</u>べき障害レベルを規程等に明確に定めていない。

こうした中、<u>理事会において、顧客への影響が確認された一部の「緊急</u> 障害」についての報告を受けていない事例が認められる。

→ システムリスク管理部門が、システム障害の直接的な原因の分析は行っているものの、その内容や傾向に基づいた根本的な原因の分析を行っていない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、「システムリスク管理規程」において、システム障害に係る原因分析を定期的に行い、適切な再発防止策を講じることとされている。

しかしながら、同部門は、各障害の直接的な原因の分析は行っているものの、障害の内容や傾向に基づいた根本的な原因の分析を行うには至っておらず、システム障害への対応は不十分なものとなっている。

- 4. 外部委託管理
- (1) 外部委託業務の管理
- ②【委託契約の内容】
- ▶ システムリスク管理部門が、「システムリスク管理規程」に基づき外部委託契約書に盛り込むべき項目についての検証を十分に行っておらず、情報セキュリティ侵害時の対処方法等の項目が契約書に盛り込まれないまま、委託契約が締結されている事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、ATMの回線を監視する業務等について、

¹¹⁵ 障害規模の大きい順から、「緊急障害」、「最重要障害」及び「重要障害」としている。

「外部委託管理規程」に基づき、外部委託先と外部委託契約を締結している。

しかしながら、同規程には、「IT関連の外部委託については、本規程のほかに、「システムリスク管理規程」等の定めるところに従う」旨が定められているにもかかわらず、同部門は、「システムリスク管理規程」に基づき外部委託契約書に盛り込むべき項目についての検証を十分に行っていない。

このため、<u>一部の項目¹¹⁶が当該契約書に盛り込まれないまま、委託契約</u>が締結されている実態が認められる。

③【外部委託先のモニタリング】

 システムリスク管理部門が、一部のクラウド・システムについて、運用 事業者から運用報告書を受領しておらず、クラウド・システムが停止し、 サービスが維持管理できない場合に、即時に対応することが困難な実態と なっている事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

当行は、クラウド・システムを、複数のサブシステムに導入している。 また、システムリスク管理部門は、「システム開発・運用管理規程」を策 定し、基幹系システムとサブシステムの運用事業者に対して、定期的に運 用報告書¹¹⁷の提出を求め、運用状況を確認することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、一部のクラウド・システムについては、運用事業者から運用報告書を受領しておらず、クラウド・システムが停止し、</u>サービスが維持管理できない場合に、即時に対応することが困難な実態が認められる。

-

¹¹⁶ 情報セキュリティ侵害時の対処方法など。

¹¹⁷ 日々のシステム稼働状況、システム障害・保守・作業管理等の運用状況が記載されている。

→ システムリスク管理部門が、オペレーティングシステム以外の業務アプリケーションについて、外部委託先に対して、上限値管理が必要な項目の設定値などに係る報告を求めておらず、その妥当性の確認も行っていない事例

【業態等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、「システムリスク総点検」の際に、外部委託 先にシステム点検を実施させ、オペレーティングシステムにおいて上限値 管理が必要な項目について、設定値などに係る報告を受けるとともに、そ の妥当性を確認している。

しかしながら、<u>同部門は、オペレーティングシステム以外の業務アプリケーションについては、外部委託先に対して、上限値管理が必要な項目の</u>設定値などに係る報告を求めておらず、その妥当性の確認も行っていない。

▶ システムリスク管理部門が、重要委託先について、システムの重要度や 情報漏えいリスクの大きさなどを踏まえた具体的な選定基準を定めていない事例

【業熊等】

地域銀行、中小規模

【検査結果】

システムリスク管理部門は、「外部委託先管理要領」を策定し、システム 関連業務の外部委託先のうち、重要委託先を定期的に訪問し、委託業務の 管理状況を確認することとしている。

しかしながら、<u>同部門は、重要委託先について</u>、「顧客影響度の大きい委託先」と定義するにとどまり、<u>システムの重要度や情報漏えいリスクの大</u>きさなどを踏まえた具体的な選定基準を定めていない。

こうした中、同部門において、当行の顧客データを用いている外部委託 先を重要委託先としておらず、同社におけるアクセス管理やデータ保護な どの管理状況を把握していない事例が認められる。